

81

1007

法學院大學校長菊池武夫君序文

天淵 鵜飼 久吉君著

法律と商人 全

東京 法政館發兌

035427-000-1

81-1007

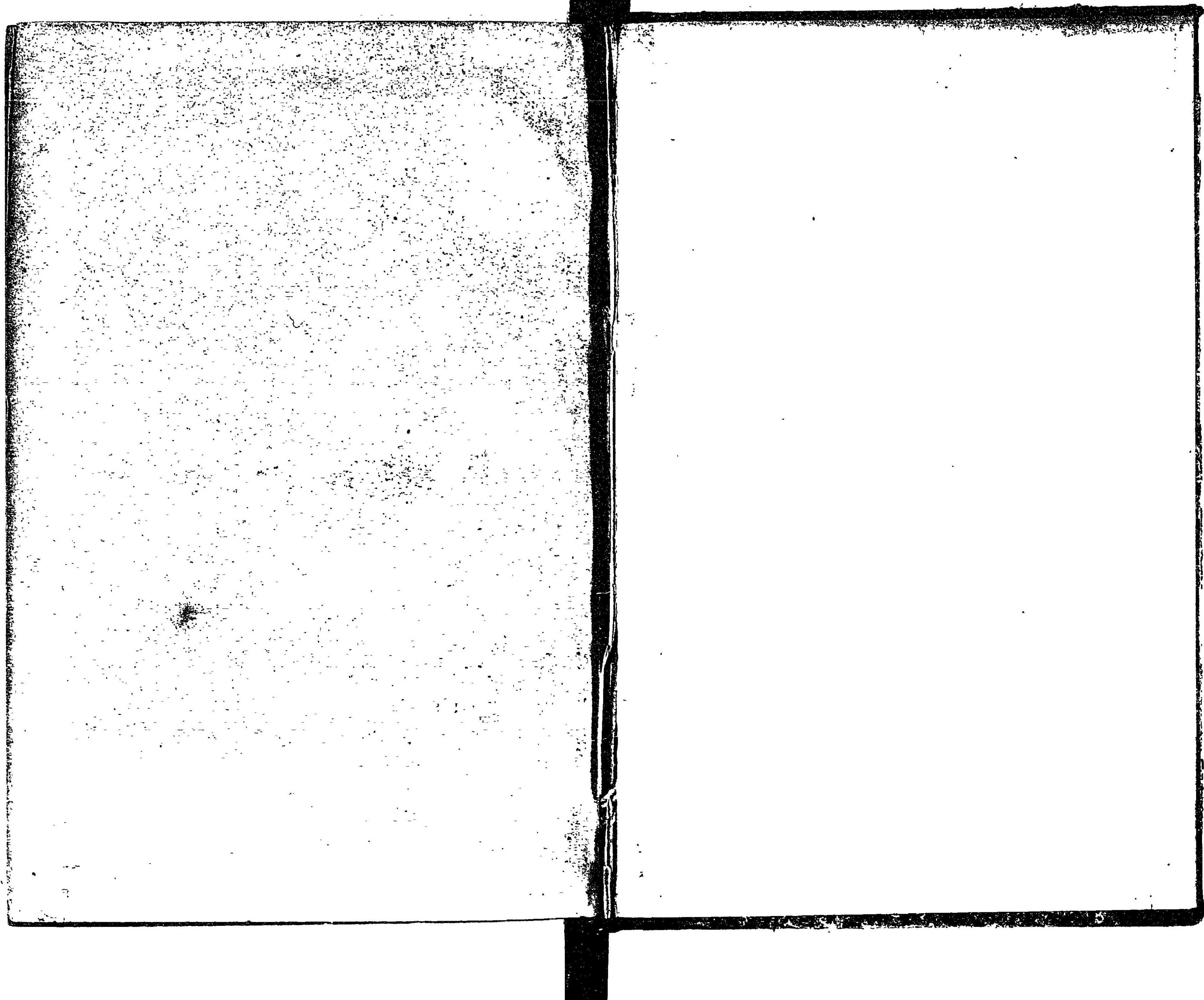
法律と商人

鵜飼 久吉 / 著

M36

BBO-0627





法學院大學校長菊池武夫君序文

天淵 鵜飼 久吉君著

法律と商人 全

東京 法政館發兌

明治
36 12 11
内交

序

頃者鶴飼君一本を携へて之を予に示す題して「法律と商人」といふ蓋し法の上に商人を活動せしめん希望を偶意せしものならむ歟一見するに書中些の潤色なく亦澁濁の嫌なきを覺ふ遮莫通俗平易は本書の先つ標榜する所商戸慨して法律思想に乏しきの今日之を世に介するに於て過なしと信す依て其首に辯すと爾云

菊池武夫

自序

たゞ夫れ淺學也。之れを平易に且つ通俗に物せばやと望むも、今更
非才を釘装するの辭にあらず只惑ふ、平易通俗とは果して如何な
るものなるかを。暮秋短景、夕陽斜めに破窓に迫るの時、平視俗毫
之れ餘念なきの處。恰もよし。朝に夕に米鹽の急を訴へて竭まざる。
著者が勝手口より、今日こそは堪忍ならぬと、先づ敦圍きて入り來
れる米屋の手代を捉へて、これ讀める歟解かる歟とて、折柄書きさ
したる原稿を示せば、彼や糠装の太腰やをら櫓に下ろして低唱。爲
めに閑室愈々寂たり喃無益し。讀めるか解かるかと重ねて問へば、
讀めたとも言はず、解かつたとも對へず、徐ろに奇しき微笑を湛へ

て、米代は暫らく猶豫で進ぜようと、言ひ捨て、出で行きぬ。あはれ五斗の米を筆に食まれ、海幸所銚樵夫のものにあらざるを嘆した著者、今彼の言質を氷人として之れを刊するに至る。思へば禍も三年の世なるぞ面白き。

たまく 爛紅占秋の季

神田客棧に於て

著 者 識

法律と商人目次

緒言	一
第一編 總説	一
第一章 商ひといふ事	七
第二章 商法と商人の事	九
第一節 商法の地位の事	一〇
第二節 商法適用の事	一一
第三節 商人の意義の事	一五
第三章 商事を爲す能力の事	一七
第四章 商號の事	二〇
第五章 商業帳簿の事	二三
第六章 商業使用人の事	二六

第一節 支配人の事……………二七

第二節 番頭及手代の事……………三九

第七章 代理商の事……………三〇

第二編 商行為……………三六

第一章 商行為の意義の事……………四六

第二章 債權に關する規定の事……………四二

第一節 商行為締結の事……………四二

第二節 商行為から生ずる義務の事……………四七

第三節 商行為の履行の事……………五八

第四節 債權消滅の事……………五一

第三章 物權に關する規定の事……………五三

第四章 賣買の事……………五七

第一節 買主の義務の事……………六〇

第二節 賣主の義務の事……………六三

第五章 交互計算の事……………六四

第六章 匿名組合の事……………六七

第七章 仲立營業の事……………七二

第一節 仲立人の權利の事……………七四

第二節 仲立人の義務の事……………七五

第八章 問屋營業の事……………七七

第一節 問屋商の權利の事……………七八

第二節 問屋商の義務の事……………七九

第九章 運送取扱營業の事……………八一

第一節 運送取扱人の權利の事……………八二

第二章 運送取扱人の義務の事	八四
第十章 運送營業の事	八六
第一節 物品運送の事	八八
第二節 物品運送人の権利の事	九〇
第三節 物品運送人の義務の事	九二
第四節 旅客運送人の事	九四
第十一章 寄託の事	九五
第十二章 倉庫營業の事	九七
第一節 預證券及質入證券の事	九八
第二節 倉庫營業者の権利の事	一〇二
第三節 倉庫營業者の義務の事	一〇三
法律と商人目次終	

法律と商人

天淵 鵜飼久吉著

緒言

尙し國家を武器で治まる時代と法律で治まる時代とに分る事が出来るとするれば、前者は武器萬能で後者は法律萬能である。武器萬能の時代に於て士農工商と言つたのは強ち無意味な排列でなく確かに一種の階級的思想が含まれてあつたのである。即ち商と言へば國民階級の最下等で、其當時素町人とは重に彼等が武器の方面から侮辱せられた別名である。蓋し武器萬能の弊害として經濟の事などは常に瓦礫を視る眼で考へられ、其結果平常數字と俱に生活する彼等が素町人呼はりせられるは偶然でない。即ち此時代の商人は二本差から有らゆる壓迫を受け、遂には

それが第二の天性となつて、故意とらしき愛嬌と、理由なき叩頭とは、彼等をして處世の要道として銘せしむるに至つたのである。商人の品性の暴落したのは實に此日からである。所謂掛引と虚偽とが混同せられたも、此時からである。天は人の上に人を造らず、人の下に人を作らずとは、武士と商人との間には、絶對的に當て箱まらぬ言葉とはなつた。斯くて、武士道の高尚は、横暴専恣となつて憎むべきものとなり、商人の従順は、盲従無氣力と化して滑稽とはなり果てた。我國に於て此の武器萬能の状体は、群雄割據の戰亂時代から幕府封建の參勤交代時代に亘つたのである。眼を轉じて法治國の上へ及べば、國民は此日より新らしき臺帳に寫し上げられ、其法律の前には有らゆる階級を別去られて、咸同一盤上の黒子白粒とはなつたのである。即ち維新後の帝國は立憲の礎の上に建設せられた結果、國家は法の下に統一せられ、國民は此の法に依て權利を得、義務を負ふ事になつた。曾て金紋前箱に靜謐を響して、抑々しく絡驛を轉て塞げた所謂大名諸候も、今は旅客運送業者の一顧客

たるに過ぎざる小氣味のよい世柄とはなつた。有るふ事歟、泥濘の途上に土下座低頭、何御家老の御通りを拜送したりける所謂素町人土百姓も、大臣たり、貴族院議員たるに於て、何の遠慮も入らぬ結構な時節とはなつた。之れ四民平等、四海同胞、普天の下、率士の濱、一として法の支配を受けざる事なき結果である。即ち吾人同胞が、或意味に於て法律の細胞たる結果である。夫れ世に危険な事は多い、否、倘し世に危険な事ありとすれば、法治國に生れて法律を知らぬ程、危険な事はあるまい。法治國に生れて法律を知らぬは、自己が病病の容器であり乍ら醫藥を知らぬと一般で、即ち俱に衛生を語るに足らぬ如く、俱に法律を語るに足らぬといふも、敢て誣言であるまい。或は我れは道徳を知る、義理を識る、之れを以て世に處する、不自由は莫いといふ者が有るかも知れぬが、之れ誤れるの甚だしきものである。凡そ道徳の不知、道徳の違反の結果は、其制裁が良心の苛責である。法律の不知、法律の違反の結果は、其制裁は刑罰及び損害である。彼れは精神的のもので、此れは物質的のものである。抑々

人間道徳の人となる固より可也である。然れ共之が爲めに法律を不必要とする理由は全然ないのである。一例を挙げれば、法律中に時効といふものがある。これは一定の期間の経過に依つて人の權利を奪ひ義務を生ぜしむるものである。所謂時効成就の曉は、在來徳義上からも法律上からも存在した一個の權利や義務が法の作用に依つて忽然として存在を喪ふに至り之と同時に從來存在せざつた權利や義務が突如として發生するに至るのである。此場合に於て在來の權利者は、道徳の上から權利を有するかは知らぬが法律の上から保護を受くべき權利はないのである。之れ單に一例に過ぎぬが又以て道徳のみで時代の光明を私せんとする頑迷を悟るに足るのである。

如此法治國の國民は法律を知ることが必要であるにも拘らず世態に迂なるの徒輩叩りに法律を對岸火視し甚だしきは、法律は道徳の敵であるかの如くに言ひ做して居る。殊に商人には此傾向が甚だしいやうに見える。之れ決して喜ぶべき事ではない。今や國の内外に亘つて商運隆々たるの時將た又商工立國を以て國の大本

とせざるべからざるの時此時に方つて尙在昔として昔時の素町人的根性で相變らず故意とらしき愛嬌理由なき叩頭を以て世に處せんとするは、抑々又自ら下るの甚だしきものと言はねばならぬ。今日の商人は大に一國の首腦たるの自信の下に勇往邁進以て治世の本義に添はねばならぬのである。

茲に法律と商人と題したは以上の理由に本づき法律と商人とを近接せしめん爲め實は商法の大意を最も通俗平易に叙述したものである。由來法典の中に難解の字句條文あるは免れ難い所て之れを論究討尋するは寧ろ専門家の業務で從つて大要を會得せんとする者の望むて益なき事と信ずるから其通俗平易の趣旨から勉めて難を避け易に就くの主義を採つたのは、又以て止むを得ざる所である。夫れ此くの如く通俗平易は本書の眼目である。抑々商ひなる事實の上に法律が如何に働くかを知らしめ兼ては法律と商人とを愈々益々近接せしむるを以て其最終の

目的とするのである。

本書は二編十九章より成り第一編を七章に分ち商の概念より商の機關を述べ第二編を十二章となし主として商の活動する状態を説明しやうとあもふ。

第一編 總説

第一章 商ひといふ事

經濟上「商ひ」といふ事は、貨物を他人へ轉ずる媒介を言ふのである。平易に言へば、物が人から人へ移つて行く状態である。法律上「商ひ」といふ事は、決して經濟上から見るやうに容易でない之れに就て學者の間に定説のない程、それ程に六ヶしいものである。故に本書の如き通俗平易を主趣とするものには、遺憾ながら此の俗耳に入り難い法律上の「商ひ」の意義を説明する事は出来ぬ。

人智未だ開げず、共同生存の觀念のない時代には、各人の物慾が單純に從つて「商ひ」の必要がなかつたのであるが、漸く人智の發達に連れて物慾が高まつて來るのは自然である。ソコで他人の持つて居るものが欲しくなる之れと同時に自分の持つて居るものゝ中にも必要を感じぬやうになるものも出來て來るので、比考へは一人

の有する如く他の一人も有して居るから、茲に自分の欲するものと他人の欲するものとを互ひに交換して僅かに慾を満たすやうになつた所謂物と物とを交換する時代で、學者はこれを物々交換の時代といふ。物々交換は未だ人の慾を十分にすることが出来ぬ。それは我れの有つて居る物と他人の持つて居る物とが都合よく交換される時ばかりは望まれぬ事、例へば馬一頭と猫一疋は初めから價格の違ふものであるから、遂に慾望の調和を欠く爲に互に交換が行はれぬのである。茲に於て物と物とを交換するの媒介たる貨幣が出来たのである。この貨幣は物に對して一定の尺度をなし如何なる物でもこの貨幣で交換して慾望の調和をすることになつた。之れを貨幣交換の時代といふので、現今は専ら貨幣交換の時代といふて宜しい。但し物々交換も或る場合には行はれてゐる。此他尙信用交換といふのがあつて、これは貨幣交換より一段進歩した考へから生じたものであるが、要するに「商ひ」といふことは、この交換の思想に伴うて生じたものである。であるから自分で物を

製造して自分で用ゐるといふこと、即ち生産と消費とを一人でする場合には決して「商ひ」といふことは起らぬ。故に農夫が田畠に米麥を作つて自家の生活に當てる如きは「商ひ」でない。「商ひ」といへば必ず貨物の轉する事と、其間に媒介する者がなければならぬ。故に貨物が媒介する者の手を経て他に轉する時、茲に「商ひ」といふものである。然し前にもいふ通り、「商ひ」といふことは法律上からは大學者と雖も克く知らぬことである。位それ位六ヶ敷きもの故、茲には疑問と欠點の多い法律上の「商ひ」といふ事を述べないから、以上は經濟上の「商ひ」といふ意味であることを記し、應せねばならぬ。

第二章 商法と商人

本章では商法といふ法律と商人といふ者とはドンナ關係があるかといふことを見るのである。

第一節 商法の地位の事

商法とは商ひに關係する總ての法則を指したものである。此中に於て私人と私人との關係を定めたものを商事私法といひ、私人と國家との關係を定めたものを商事公法といひ、一國と他國と商事に關して交通する場合に商事國際法といふがある。然し茲に商法といふのは、かういふ廣ひ意味でいふのではない。第一の私人と私人との關係のみを定めたものを指すのであるが、この私人と私人との關係を定めた商事私法の中にも、國家と私人との間にも適用されるものもあるから、商法は商事私法のみであるとは言はれぬ。

商法は特別法である。商法が特別法であるといふのは、民法が普通法であるといふに對していふのである。何故特別法であるかといへば、商法は商ひといふ行為をするときに適用せらるからである。即ち特別の場合に適用されるから特別法といふのだ。反之民法は普通誰でも適用を受くる法律である故に民法に普通法の名稱がある。

ある。

商事には商法ばかりが適用されるのではなく、商慣習法も民法も適用されるのである。商法第一條に「商事ニ關シ本法(商法典ノ事)ニ規定ナキモノニ付テハ商慣習法ヲ適用シ商慣習法ナキ時ハ民法ヲ適用ス」とある。此商法第一條の商慣習法とは如何なるものであるか。商慣習法とは商慣習即ち商ひに付き一般に行はれる事柄が公の秩序善良の風俗(民法九十條参照)に反せないときに、商慣習法となるのである。「商ひの慣習」と商慣習法とは別物であるから混視してはならぬ。商ひの慣習は一つの事實上の存在に過ぎぬ。反之商慣習法は單に事實のみならず、進んで裁判官を拘束するものである。商法に明文ない時は裁判官は必ず先づ商慣習法を適用せねばならぬのである。それから商法第一條の民法の適用さるゝ場合は、勿論商法の中に適用すべき明文なく、商慣習法にもない場合に民法が適用されるのである。即ち商事に關して、最後の適用を見るものは民法であるといふてよろしひ。

如此商事に關しては、本則として商法典に依つて事を律するのであるが、元來商法典は民法に對し特別法であるから、民法と常に密接の關係あるを忘れてはならぬ。

第二節 商法適用の事

先づ起るべきは、商法は如何なる時に「行ひたる商ひ」に適用されるかといふ事である。學問上之れを時に關する適用の範圍といふ。法例第一條に「法律は公布の日より起算し滿二十日を経て之を施行す但し法律を以て之に異りたる施行時期を定めたるときは此限りに非らずとある。吾が商法は明治三十一年六月勅令第三十三號を以て、明治三十二年六月十六日から施行することに定められたものであるから、此時から商法は適用されるのである。即ち此場合は法例第一條但書の法律を以て異つた施行時期を定むる場合である。故に商法施行以前になした行為に付ても、商法施行と同時に此の商法によるべきである。

次に商法は如何なる所に適用されるかといふことである。所謂場所に關する適用

の範圍である。凡そ一國の人民は法律の前に服従するものであるから、國內でその國の人がなした事柄には、完全に適用される。故に長崎でなした事でも、東京でなした事でも同じく此商法が適用されるのである。けれども日本の法律は、外國に行はれない。故に日本人が外國に往つて商事をなしても、日本の法律を適用するものではない。反之、外國人が日本へ來て商事をなした時は、其外國人には日本の商法を適用するのである。然らざれば、法律が國內に完全に行はれないからである。終りに商法を適用すべき事項である。商法を適用すべき事項は、商行為である。商行為には、一方的商行為と、双方的商行為との別がある。一方的商行為は、當事者の一方に對してのみ商法の適用するものをいひ、双方的商行為は、當事者双方に對して商法の適用するものをいふ。一方的又は双方的商行為は、とんなものかといふに、双方的商行為は

一 商人と商人との間に取結むる事柄

此場合は凡べて双方に商法の規定が適用されるのである。何故なれば、双方が商人の資格ある者であるから之れに商法を適用するは彼等の當初より望む所と見て差支へないからである。

二 一方が商人で一方が商人でない者の取結むた事柄

此場合には、商人でない者から見れば、第二百六十三條に列舉した事柄でなければ、一方にのみ商法が適用されて商人でない者には商法は適用されぬ。即ち一方的商行爲である商人でない者から見れば、第二百六十三條に列舉してある事柄なれば、双方に商法の規定が適用されるのである。即ち双方向的商行爲となるのである。第二百六十三條の事は下編の初めに説明する。

三 双方共商人でない者の取結むた事柄

此場合は、第二百六十三條に列舉した事柄に限つて双方に商法の規定が適用される。勿論双方が第二百六十三條に該當する事を要する若し然らざれば一方

に對してのみ商行爲であるか、又は全く商事ではない。

右は如何なる譯かといふに古へは商人といふ一の階級を認めて商始は商人のみに適用するものとのみして居つた。然るに段々世の中が變つて商人でない者も時に商人と同等の行爲をなすことが出来るとするやうになつた。即ち一方にのみ商法を適用して他方には民法を適用するといふやうな事をするよりも寧ろ双方に商法を適用した方が便利であるといふ考が起つて、倍こそ商法第三條に「當事者ノ一方ニ商行爲タル行爲ニ付テハ本法ノ規定ヲ双方ニ適用ス」と規定された譯である。

第三節 商人の意義の事

「商」といふ事は法律上ドウいふものかといふ事は中々六ヶ敷ものであることは前に述べた通りである。商人といふ事も之れと同等に困難な問題であるが吾商法は其第四條に於て商人とはこう言ふ者であるといふことを明かに規定して居る。

から、日本の商法で商人といふ事は極めて平易な事となつたのである。即ち商法第四條は本法ニ於テ商人トハ自己ノ名ヲ以テ商行為ヲ爲スヲ業トスル者ヲ云フと規定したのである。自己の名を以てとは他人の名前ではいけないといふ事である。即ち後に説く所の支配人や會社の代表社員や番頭手代の如き者は商人ではない。何故なれば此等の者は主人若くは會社なる法人の名でする迄で第四條の自己ノ名ヲ以テといふ事は出来ぬからである。商行為の事は第二編の冒頭に説明するから茲には略す。業とするとは營業とするの意義で營業とは利益を得る目的で同一の事柄を繼續する事を指すのである。故に利益を得る目的のないものは、設立永く繼續して行ふも營業でない。業とするとはいはれぬ慈善事業博覽會の如きは之れである。繼續とは間斷なく營業の設備を缺かぬ状態であつて、必ずしも營業の働きとしての取引が間斷なく行はれることを要せぬ事實に於て商人が非商人かの疑ある場合は、裁判官の判定に俟つより外はないのである。

第三章 商事をなす能力の事

商事能力とは、商事をする事の出来る者といふ意味である。前にも述べた通り、自己の名を以て商行為を爲すを業とする者を商人といふを以て、苟くも自己の名を以てする者は何人も商人たるべき道理である。けれども法律は道理ばかりではいけないの道理が實際に矛盾するか實際に不便な時は、素より法律は萬能であるから、設立自己の名を以て商行為をなす者にも、商事をなす能力を與へぬ事が出来る。此等は、大底公益の理由に基づくものである。左に自己の名を以てするにも拘らず、商事能力のない者を説明する。

商法第三十二條ニ支配人ハ主人ノ許諾アルニ非ラサレハ自己又ハ第三者ノ爲メニ商行為ヲナシ又ハ會社ノ無限責任社員トナルヲ得スとある。即ち支配人は主として主人の爲めに誠實に業務を掌るが爲めに置かれたものであるから、

主人の信任に對し満足を與ふる事が緊要である所から、主人の許可なくして自分の爲めにも主人外の他人の爲めにも商事をなす事は出来ぬのである。若し支配人は獨立して若くは第三者乃ち主人外の他の人の爲めに商行爲をする事が出来るとすれば、支配人は通常主人の營業部内の掛引秘密得意先等を知悉する者であるから、主人の營業に害を加ふるやうな事があるかも知れぬ。法律は此の公益を省みて、支配人には商事能力なきものとしたのである。然し乍ら此の第三十二條は、本來主人の營業を保護する目的で規定されたものであるから、主人が許可すれば、素より差支へないのである。之れ第三十二條一項後段に例外的場合を示したのである。

商法第三十八條には、代理商は本人の許諾あるに非ざれば自己又は第三者の爲に本人の營業の部類に屬する商行爲をなすことを得ずとある。是又前と同一の理由に本づくものである。代理商の何物たるやは後に説明する。

商法第六十條には、社員ハ他ノ社員ノ承諾アルニアラザレバ自己又ハ第三者ノ爲メニ會社ノ營業の部類に屬スル商行爲ヲナシ……得スとある。是又同一である。社員の何物たるやは後に説明する。

判事は商業を營む事は出来ぬ。裁判所構成法第七十五條官吏又は家族が商業を營むには許可を要する。官吏服務規律辨護士が商業を營むにも同様である。辨護士法

未成年者も法定代理人の許可がなくては營業する事が出来ぬのである。民法第四條

妻も夫の許可がなくては營業をする事が出来ぬ。民法第十條

以上は、凡て商事能力のない者である。之等の者が許可を得ずして商業を營むときは、或ひは無効となり、取消となり、又は本人又は主人が自分の爲にしたものと看做す事が出来る等の結果となるのである。後に詳しく説明する。

第四章 商號の事

商號は俗に言ふ屋號である。白木屋といひ、越後屋といふ皆商號である。即ち商號は、商人が自分を他に知らせる爲めの別號である。通常商人はこの商號で商業をして居る習慣が多いから例へば甲野乙平といふも多數の人が知らぬ者でも何屋といへば多數の人が直ぐ了解するやうにあつて居る。之れ商號を法律が保護する所以である。

商號は以上の如き性質を有するから、法律上左の關係を生ずる。

商人の發行せる證券に商號を記入せる時は其商人が自己の氏名を記した時と同じの效力がある。これは營業外の事に用ゐる時は無効な場合がある。蓋し商號は營業にのみ用ゐるものであるからである。

商人が商號を以てした事は商人たる資格でなしたものと推定される。

商號には、氏名商號、非氏名商號、氏名非氏名混同商號の別がある。氏名商號とは例へば甲野乙助なれば其儘に之れを商號となし、甲野乙助といふ時は人格の符號たると同時に商號である。非氏名商號とは、甲野乙助の氏名の外に尾張屋三河屋と稱するの類で、氏名非氏名混同とは、例へば何屋何兵衛といふの類で、何屋とは非氏名何兵衛は氏名である。商人は以上三個の中の一を撰擇する事を得るのである。之れを商號の撰擇權といふ。又會社の商號は會社の種類に隨ひ合名會社、合資會社、株式會社、株式合資會社等の文字を用ゐることを要する規定がある。故に會社の商號に何會社をいふ文字を用ゐなければ、會社として保護を受くる事は出来ぬ。

商號は登記する義務はないけれども登記した商號には專用權がある。專用權は商法第十九條に規定するもので、他人が登記した商號は同市町村に於て同一又は類似の營業の爲めに之れを登記することを得ずといふもの即ち之れである。商號登記の利益は之れのみでない。不正の競争を以て登記した商號を使用する者に對し、

使用を止むるの請求又は損害賠償の請求が出来るのである。
 商號は之れを讓渡す事が出来る。讓渡しは登記をせねば第三者に對抗する事は出来ぬ之れ第二十一條の規定する所である。

商法第二十二條には「商號ト共ニ營業ヲ讓渡シタルハ當事者ガ別段ノ意思ヲ表示セザリシキハ讓渡人ハ同市町村ニ於テ二十年間同一ノ營業ヲナスコトヲ得」とある商號と共に營業を讓渡すとは例へば東京の越後屋といふ商號と越後屋の吳服營業とを共に讓渡した時といふ事、此場合は前主の越後屋は二十年間東京市内で越後屋といふ吳服店を開く事が出来ぬのである。但し讓渡人と讓受人との間に別段の約束ある場合は此限りでない。所謂別段の意思表示とは例へば十年間讓渡した商號を用ゐて讓渡した營業をせぬとか五年間せぬとか又は直ぐに之れを同種の營業の爲に用ゐてもよろしいとかいふ類である。

登記をした商號を廢止又は變更した時は廢止又は變更の登記をせねばならぬ若しこれをせぬ時は利害關係人は其登記の抹消を裁判所に請求する事が出来る然らざれば利害關係人は意外な損害を蒙る事があるからである。

第五章 商業帳簿の事

商業帳簿は商人が之れに依つて取引の實況財産の状況を知るべきものであるから商人は帳簿を備へ之れに日々の取引其他財産に影響を及ぼすべき一切の事柄を整然且明瞭に記載せねばならぬ。但し家事の費用は一ヶ月毎に總額を記載すれば良いのであるが、一々之れを記載することは素より差支へない。

小賣の取引は現金賣と掛賣とを區別して日々の賣上メ高のみを記載する事が出来る。吾商法では商業帳簿は小商人には整へ置くの義務はないが大商人には必ず之れを整へるの義務がある。單に整へ置くの義務のみでない商法第二十八條には、商人は十年間商業帳簿及び營業に關する信書を保存するの義務があるのである。

財産の總目録及び貸借の對照表は商人の開業の時又は會社ならば設立登記の時
 か又は毎年一回一定の時期に之れを作るので之れは別の帳簿に記載せねばなら
 ぬ。財産目録には動産不動産債權等に付き目録調製の時の價額を付するを要する
 のである。

年二回以上利益の配當を爲す會社では毎期配當に貸借對照表を作るのである
 以上に依るに、商業帳簿は左の三種を要する事が分る曰く日記帳曰く、財産目録記
 入帳曰く、貸借對照表即ち之れである。

日記帳は、其日の取引を總て記入するもので、家事費用の如きは、高を記載するの
 である。商法第二十五條には、整然且明瞭とある故に塗抹改竄等をせぬ事であるが、
 之れ斗りが整然且明瞭ではない或ひは何人にも分るやうに記入するを要するか
 も知れぬが、日本の商人は慣習上符號を用ゐるが故に何人にも分るやうといふの
 は當らぬ事である。結局裁判官の認定を俟つて整然且明瞭の程度が定まるのであ

る。

財産目録記入帳は、財産の状況を正確にする爲めに必要なのであるから商人の總
 財産は擧げてこの財産目録記入帳で分るやうにするを要するのである。

貸借對照表は、損益と一見明瞭ならしむる爲めに必要である。財産目録と貸借對照
 表との分岐する點は、財産目録は貸方又は借方に殘餘を生じ、其殘餘は利益の殘餘
 か損耗の殘餘を精密に示すにありて、貸借對照表は單に貸方と借方とを平均する
 爲めのものであるといふ點にある。

終りに帳簿とはドンなものかといふに決して簿記式の帳簿ばかりが帳簿でない。
 從來の大福帳日記帳の如きも完全不完全の問題は別として之れをも帳簿といふ
 べきである。然らざれば舊來の商習慣を打破する事になり甚だ本法の精神に協は
 ぬ事となるのである。

第六章 商業使用人の事

商人が營業を爲すには商人自身のみ始終をやり通す事の出來ぬ場合もある否少し盛大な商人などはドウしても他の補助を爲す者の必要を見るのである商業使用人とは即ち商人が自己の補助を爲さしめる爲めに使用するので支配人番頭手代は即ちそれである此外に代理商を加へる者もあるが代理商は商業使用人でないから別に説明する。

商業使用人は商業の機關である。即ち商業の手足となつて働く者である商業使用人と商人との間には常に民法上の雇傭契約といふものが成立つて居る故に商業使用人は商人に雇はれたものである。

商業使用人の中にも法律行為をする権限ある者と之れなき者との別がある法律行為をする権限ある者とは商業主人に代つて取引をする事の出來ることをいふ、

法律行為をなす事の出來る商業使用人の中にも法律で代理の権限を定められたものと商業主人が特別の事柄を委任して法律行為をなさしめる者との別がある。前のは支配人で後のは番頭手代である。

第一節 支配人の事

支配人は法定代理權を有する商業使用人である故に支配人は主人に代つて本店又は支店で營業をすることが出來る商業主人は支配人の爲した事につき支配人に對して云爲する事の出來る場合でも支配人と取引した第三者に對抗することは出來ぬ例へば商業主人が支配人との間には主人に相談の上で取計ふべしと制限した場合に其の制限された何々の事を支配人が主人に相談せずして善意の第三者と取引した時は主人は其制限は支配人に對する事は出來るが其第三者に對抗する事は出來ぬ主人は支配人を選任した時又は支配人の代理權の消滅した時は本店又は支店の所在地で登記することを要する又支配人は商事能力

の章に於て説明した通り、主人の許諾なくして獨立の商行為は勿論、第三者の爲めにも商行為をなすことは出來ぬ。支配人が主人の許諾なくして之れ等の商行為をなした時は、主人は之れを以て自己の爲めにしたものと看做すことが出来る。支配人が主人に代る權は雇傭契約によつて當然取得する法定代理權であるから、裁判上と裁判外とを問はず此權限を行ふことを得るのである。又商法施行前に支配役といふ者が行はれて居たが、之等は施行後改めぬときは、法律は支配人と同一に看做すのである。其他現今の實例に於ても、支店長、營業部長等の名を以て而かも支配人と同一の事柄をさせて居るものもあるが、之れ等も登記する事の出来る者なれば名稱の如何に拘らず支配人と同一であるといふ學者が多い著者もさふ思ふ。

支配人は番頭又は手代を選任することが出来る。其理由は、支配人は營業全體を取締る責任あるもので、責の重いは勿論であるが、其責の重いだけ主人の信任も厚い譯であるから、主人から厚い信任を受けて居る支配人の選任した番頭手代は、通常

主人に於ても信任せざるを得ぬといふ理由から來るのである。

支配人は營業の凡てを代理する者ではあるが、營業の存續を離れて尙代理權あるものではない。故に、營業が廢業された時は當然支配人の代理權は消ゆるのである。又以上の理由であるから支配人は營業を讓渡すことの權利はない。

第二節 番頭及手代の事

番頭も手代も支配人と同じく商業主人との間に雇傭契約の下に商業を補助する機關である。番頭及手代は支配人の如く法定代理權を有するものではなく、或る特別の事柄につき主人より委任を受くるものを行ふ事が出来るのみである。故に番頭及手代の權限は豫め定まつたものでないから、隨つて委任の範圍も事實に依つて定まるのである。

番頭と手代は何れも主人の委任の下に活動する者であるから、主人は此の兩者に委任するに方り、責任の輕重等は自由に定める事を得る。普通商慣習に依ると番頭

は手代の上に立ち其責任も手代よりも重く事柄も手代よりは宏濶であるが前述
ぶる通り其手加減は一旦に主人の随意である

茲に番頭及び手代といふは單に帳簿の記入とか商品の集配とか其他之れに類し
た事をするのみの者をいふのではない如き者は、舊商法第三十四條の支配人番頭
又ハ手代ニ非ラサル使用人に方るので其意味は新商法も同然であるから混同し
てはならぬ要するに、番頭及手代は主人の委任によつて法律行為をなす者でなけ
ればならぬ事實上の補助をするのみの者は番頭でもなく手代でもないのである、

第七章 代理商の事

代理商とは商業使用人でなくして定まつた商人の爲めに平常其營業の部に屬
する商行爲の代理又は媒介をなす者をいふのである故に代理商も主たる營業者
を補助する者であるから此點から見ると商業使用人たる支配人番頭手代と同じ

やうにもおもはれるが能く考へると代理商は之れ等の者と混同の出来ぬ事があ
る左に兩者の相違を述べて代理商の性質を明かにしやう、

第一代理商は商人である、反之番頭手代は商人でない、代理商は商人でないといふ
者があるが商法第三十六條は明かに番頭手代の如き商業使用人と區別して、殊更
に使用人ニ非ズシテと明言して居る、

第二代理商は自分の名で他人の爲めに商行爲をするのである、反之番頭手代は他
人の爲めにする點は似て居るが自分の名でするものではない、代理商が自分の名
で商行爲の出来るのは商人だからである、番頭手代が自分の名で商行爲の出来ぬ
は商人でないからである、

如此兩者の間には、明かな區別がある然し乍ら代理商は本來他の商人の如く、自分
の貨物を取引するとか自分の資産に影響するやうな取引をするとかいふのでは
なく、其の行爲は一に他の商人の營業に關するのである、實例を示せば、保險會社の

代理商店の如きであるが、彼は本人たる保險會社の爲めに被保人を募集するの商行爲をなすものであるが、其保險會社の爲めに被保人を募集するといふ一種の商人であるのだ、決して保險會社の番頭手代ではない、

媒介とは、俗にいふ、とりもちである、此媒介は前例ていふと被保人と保險會社との契約に斡旋する行動である、被保人に對しては本人の名で契約するから、代理商は自分の名を出さぬが、其代理行爲は媒介行爲は自分の商賣として行ふのである、

代理商が代理又は媒介をするに付ての權利義務は左の通りである、先づ代理商の義務から言へば、

代理商は商人の爲めに、利益を企圖する職分があるから、随つて自然商人の營業部類の秘密にも精通して居るから、商人の營業と同一の事をなすは、競争の弊害が生ずるから、之れを爲さざるの義務がある、

この制限は第三者の爲めにする、自己の爲めにするとの區別なく守らねばなら

ぬ、故に代理商は本人の許諾を受けずに、同部類の商行爲を爲し、又は同種の營業を目的とする會社の無限責任社員となる事が出来ぬ、若し本人の許諾を受けずして之れをした時は、本人は自分の爲になしたものと看做す事又は之れを解約する事を得るのである、然れ共他の商行爲即ち本人の營業の部類に屬せざる事をしても、本人は代理商に對して、干渉する事は出来ぬ、此點も亦支配人が一意誠心に商人の爲めに盡す如きとは、差異のある所である、

代理商は、本人との間に委託契約によりて權利が発生する、代理商が本人に對する權利は、先づ手数料の請求權である、手数料の額は、初めの約束に従ふのであるが、もし當初に双方が契約をせざりし時は、商ひの慣習に依るのである、商ひの慣習とは、例へば保險會社の代理商ていへば、他の保險會社の代理商が會社から得る手数料に準じて請求する如きをいふのである、代理商は行爲の成り立つた時でなければ、手数料を請求することは出来ぬ、代理が媒介である場合には、只媒介といふ行爲を

した時に請求することを得る、それが成立したと否とは問ふ所でない。

次には出資の請求権である出資の請求権とは例へば代理商が本人の爲めに運送賃税金の如きものを立替へた時に本人に對して請求する如きといふのである。

次には留置権である留置権といふのは民法二百九十五條に規定してある即ち同條に他人ノ物ノ占有者ガ其物ニ關シテ債權ヲ有スルトキハ其債權ノ辨濟ヲ受クル迄其物ヲ留置スルコトヲ得といふもの即ち之れである故に代理商が本人の爲めに立替金又は税金を納めなどしたときは代理商は本人に對して債權を有するものであるから此辨濟を受くる迄其債權の生ずるに至つた物即ち占有物を留置置くことである。如此民法上の留置権は債權を生じた物を留置することが出来るのみで債權を生じない物は假令他に債權があつても占有した物を留置することは出来ぬが商法で留置権といふときは民法のそれよりも應用が廣いのである即ち代理商ていへば代理商が本人の爲めに立替金をしたと假定する時は代理商は

立替をするに至つた物は勿論他の物でも構はぬ苟くも本人の物であれば自己の占有占有とは自己の爲めにする考へを以て物を所持することとする物たる以上は其物の爲めに立替をするに至つたと否とを問はず、これを留置することが出来るのである然れ共本人と代理商との間に債權を生ぜぬ物を留置してはならぬといふ約束あつた場合は其約束に従ふのである。

代理商と本人との關係がなくなるには左の如き場合たるを要す

- 一 期限の終つたこと
- 二 代理商と本人との約束の解けたこと
- 三 代理商か又は本人のうち孰れか破産したること
- 四 本人の營業が廢止されたこと又は讓渡したること
- 五 代理商が死亡又は禁治産の宣告を受けたこと

第二編 商行為

第一章 商行為の意義の事

前編に於て商行為の何物たるやを説明する必要がある場合があつたにも拘らず、ワザと後説に遺したのは、ユ、て充分分り安く説明せんとしたからである。先づ商法に於て商行為とは如何なるものかを説明しやう。

商行為の如何なるものなるかは商法第二百六十三條及び第二百六十四條に規定がある。其の第二百六十三條は曰く、左ニ掲ケタル行為ハ之ヲ商行為トス」と而して次に左の四個の規定を列擧した曰く。

- 一 利益ヲ得テ譲渡ス意思ヲ以テスル不動産不動産若クハ有價證券ノ有價取得又ハ其取得シタルモノ、譲渡シテ目的トスル行為
- 二 他人ヨリ取得スヘキ不動産又ハ有價證券ノ供給契約及ヒ其履行ノ爲メニスル

有價取得ヲ目的トスル行為

三 取引所ニ於テスル取引

四 手形其他ノ商業證券ニ關スル行為

即ち之れである學者は之れを絶對的商行為といつて居る其意味は以上四個の行為は何人がするも商行為で所謂其商行為たる事が絶對的であるからである。但し前編の商事能力あるものでなければならぬは勿論である。第二百六十三條の絶對的の商行為を簡單に説明せんには一は不動産不動産不動産の何物なるやは民法八十七條にあり参看の事。有價證券株券の如きをいふをば、利益を得て他に譲渡す考へあつて他から買入れ又は買入れたものを更に他に賣渡すことを目的とする事であつて以上の如くいふと六ヶ敷やうだが通常行はれてある物を他から買つて他へ賣るといふ意味に外ならぬのである。二は他人から受取るやうになつて居る不動産又は有價證券を他に供給する契約をする事及び以上の如き義務ある者

が、之れを履行する爲に金銭を出して受取る事を目的とする行為である。三は取引所に於てする取引即ち米穀取引所商品取引所の如き一定の許可の下に取引を爲す場所である。一言すれば相場をする場所へ立入る者に凡て商行為として商法の下に支配を受けしむる意である。四は、手形其他の商業證券に關係した行為の凡て商行為となすにある。手形とは商法第四百三十四條の爲替手形約束手形小切手といふのである。商業證券とは商業の爲めに流通する證券て即ち倉庫證券船荷證券の如きものを指すのである。以上の四個は何人がするも商行為であると規定しるのであるが、此規定は概括にいふたのでなく、列舉的に規定したのであるから、右の四個以外の行為は、時に商行為たる事あり、商行為たらざる事がある。即ち右四個以外のものは、學者の相對的商行為なるもので之れを第二百六十四條に規定したのである。

商法第二百六十四條に曰く、左ニ掲ゲタル行為ハ營業トシテ之レヲ爲トスキハ之

レヲ商行為トス但專ラ賃金ヲ得ル目的ヲ以テ物ヲ製造シ又ハ勞務ニ服スル者ノ行為ハ此限リニアラスと而して之れには十二種を擧げたのである。

- 一、賃貸スル意思ヲ以テスル動産若クハ不動産ノ有償取得若クハ賃借又ハ其取得若クハ賃借シタルモノ、賃貸ヲ目的トスル行為
- 二、他人ノ爲メニスル製造又ハ加工ニ關スル行為
- 三、電氣又ハ瓦斯ノ供給ニ關スル行為
- 四、運送ニ關スル行為
- 五、勞務ノ請負
- 六、出版印刷又ハ攝影ニ關スル行為
- 七、客ノ來集ヲ目的トスル場屋ノ取引
- 八、兩替其他ノ銀行取引
- 九、保險

十 寄 托 ノ 引 受

十一 仲 立 又 ハ 取 次 ニ 關 ス ル 行 爲

十二 商 行 爲 ノ 代 理 ノ 引 受

以上の十二個のものは第二百六十三條の四個のものと異り何時誰が爲しても商行爲といふ譯ではなく唯た之れを營業とする時に限り之れを營業とする人に限りて商行爲であるのだ第二百六十三條は常住商行爲と看做され本條は營業とする時にのみ商行爲であるといふ點に於て兩者の間に差別がある之れ第二百六十四條一項に「營業トシテ之レヲナス時」と規定した所以である然乍ら右の十二個の内を常業として居る者でも専ら賃金を取る目的で物を製造したり又は單に勞務に服従するのみの事柄は商行爲ではない蓋し之れ等の者は營業といふよりも寧ろ職業職業といふよりも寧ろ職工若くは勞働者といふべきであるから之れに商法を適用するは妥當でない故である之れ第二百六十四條一項後段に但シ専ら賃

金ヲ得ル目的ヲ以テ物ヲ製造シ又ハ勞務ニ服スル者ノ行爲ハ此限リニアラスと規定した所以である。

商行爲の何物たるやは吾商法に於ては約めては規定せず別々に列べて之れとの事柄が商行爲であると言ふて居る第二百六十三條第二百六十四條は即ち之れである元來商行爲といふのはツマリ商ひに關係した法律行爲で民法上の法律行爲といふのと同意であるが民法に法律行爲に關係した規定があるにも拘らず尙商法に於て商に關係した法律行爲即ち商行爲といふを規定したのは其適用の法律が民法でなくて商法である點に於て必要があるのだ民法の法律行爲と商に關する法律行爲即ち商行爲との差異は以下説明の進むに随つて自然明瞭になるのである。

第二章 債權に關する規定の事

第一節 商行爲締結の事

商行爲の締結は書面であると口頭であると明示なると默示なるとを問はず有効に出來得るのである。即ち一般に不要式である。然乍ら手形若しくは商業證券の如きものは最嚴格なる式を要するが之れは手形商業證券などはそれ自身が流通して殆んど通貨と同一の効力ある位のもの故之れが式の嚴格なのは是非なき所であるが要するに商業上の事は渾て迅速と輕便とを主眼とするが故に要式に拘泥する事は許さぬ所である。商法の全部は商業の迅速輕便を以て一貫して居るといふもよろしい。商行爲の取結びには一方に申込み者あり、他方に其申込みを承諾する者あるを要する。然らざれば商行爲の取結びは決して出來ぬのである。申込みとは之れを受けた者が承諾する時は同時に商行爲としての契約が成立つやうに自分の

意思を相手方に示すといふ例へば米を賣らうと思ふ者が買はふと思ふ者に對して何圓で買はぬかといふのは申込みである。何故なれば買はふとよもふ者が其申込みに応じて買ひませふといふた時は同時に賣買契約が成立つからである。商法第二百六十九條に曰く、對話者間ニ在テ契約ノ申込み直チニ承諾ヲ爲サレトキハ申込みハ効力ヲ失フとある。對話者間とは、現に相對して坐して居る者には限らぬ。即時に意思の交換をなし得る程度ならば凡て對話者間である。故に電話で契約をなす場合の如きも對話者間である。この對話者間の契約は相手方の申込みと同時に承諾をせぬ時は契約にはならぬ。對話者間で直ちに承諾をせぬと契約にならぬといふは前述の如く商業の迅速輕便を旨とする趣意から、何時迄も不確定なる意思表示を許さぬといふに販するのである。

商法第二百七十條に曰く、隔地者間ニ於テ承諾期間ノ定メナクシテ契約ノ申込みヲ受ケタル者が相當ノ期間内ニ承諾ノ通知ヲ發セザルトキハ申込みハ効力ヲ失フと

ある隔地者といふのは對話者と異り、直ちに意思を表示することの出来ぬ多少隔離した所に居る者との間に、商行為をすることであつて、此場合には、相手方が回答をなし得へき丈の期間を存して申込をせねばならぬ例へば東京の商人が西京の商人に契約の申込をする時に際し、電話を應用せざる場合には必ずや西京の商人が回答するの餘地を與へねばならぬ、然らざれば、契約は、東京の商人が手紙を發した時に成立するか、又は全く初めから契約は成立せぬ事となるからである、て相手方が相當の期間を定めて申込みたる時は、之れに對して契約の承諾をする積りなれば、其指定した期間内に承諾せねば、契約は成立せぬ事である、相當の期間とは其時の事情で一様でない例へば十里の距離の商人には三日の期間は相當な場合でも百里の距離の商人には適當でない事あり、同距離の商人でも、甲に申込だのは、熟考に多くの期間を要せぬ些少の取引に關係した事でも、乙の商人には取引事項の重大等の關係から熟考期間を多く見積らねばならぬ事情もある、故に或る期間が

相當なるや否やは、裁判官が商慣習を參酌して定むるを俟つのである、次に承諾とは、申込者の示した時日を期して、申込者に對し契約を取結ばふとする意思の決定である、其結果承諾は必ず申込の本旨に従はねばならぬ、申込の本旨に従ふとは、例へば百圓で買ひませうといふ申込に對して、百圓で買ひませうといふのを指して、申込の本旨に従ふといふのである、若し以上の申込に對し九十圓なら買ひませふといふのは、申込の本旨に違ふものである、故に承諾ではない、尙申込と承諾は意思の表示の一致なるが故に、完全に商行為が締結せらるゝには必ずこの一致を要とする、然し乍ら迅速敏活の商人に離るべからざるは、ドコ迄も一貫して居るが故に、其平常の取引に於て商人は申込に對し、遲滞なく諾否の返答を爲すの義務ある所之れが返答をせざる時は、事實上申込に對して承諾なきにも拘らず、商法は之れを以て有効に商行為の締結があつたものと認むるのである、默するは諾する也といふは、羅馬法以來の格言である、商法第二百七十一條は、正に此の格言

に當て欲まつて居る
 前と同一の理由で申込と共に物品を送つて來た時は、自己が承諾すると否とを問はず、其物品を保管する義務がある、之れ第二百七十二條の規定する所である、此場合を例示すれば、甲商人乙商人に對し、木材若干を賣捌き呉るゝやう申込み、之れと同時に該木材を乙商人に對し送付したとせよ、乙商人は、甲商人の木材賣捌を拒絶した場合でも、該木材を保管するは、法律の命じた義務であるから、乙商人は自己の關知せざるを理由として、木材保管の義務を辭することは出來ぬ如きをいふのである、此場合の保管費は、勿論甲商人の負擔である、然し乍ら第二百七十二條は、右乙商人に無理を迫るものではないから、若し該木材が保管費用を償ふに足らざるか、又は之れを保管するが爲に、自己が損害を蒙る如き場合であつては、保管の義務はないのである、故に如此の場合には、乙商人は甲商人に對して、保管の爲めに蒙つた損害賠償を請求して妨げないのである、

第二節 商行爲から生ずる義務の事

商法第二百七十四條に曰く、商人カ其營業ノ範圍内ニ於テ他人ノ爲メニ或行爲ヲナシタルトキハ、相當ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得ト、倘シ民法上カラ言ヘバ、他人の爲めに行爲をなした時は、其他人に對し報酬を請求することは、特に契約ある場合でなければ出來ぬので、原則としては無償である、蓋し俗にいふ餘計な御世話であるからである、然れ共商法に於ては、一概に餘計な御世話とは看做さぬのである、例示せば、茲に甲なる商商あつて、乙なる同商人からの委託をされた場合に、其生商が發虫する恐ある場合に、甲は之れを乾燥した時は、乙に對して乾燥の費用として相當の報酬を請求する事が出來、乙は之れを支拂ふ義務があるのである、而して如此事は決して餘計な御世話ではないので、寧ろ必要な事であるのみならず、如此は商慣習として行はれつゝある事であるから、法律は此の慣習を想像して、扱こそ此規定を置いたのである、然し乍ら第二百七十四條は、營業の範圍内に於てといふが故

に、商人がこの範圍を超へてなした事に付ては、法令之れが爲めに自己が現に利益を得た時と雖も、他の理由で支拂の義務を負担する事はあるとも、この第二百七十四條に依りて報酬支拂の義務はないのである而して如何なる事柄が營業の範圍なるやは、事實上の問題である。

商法第二百七十五條は、商人間に於て消費貸借をした時は、之れに法定利息を請求する事が出来る旨を定めた、法定利息とは、當事者間に利息の約束あるとなきとに拘らず法律の力で利息を付せしめるをいふ、消費貸借とは、民法第五百八十七條に規定した所のもの、種類品等及び數量の同じき物を以て、相手方から金錢其他の物を受取る事を指すのである、又商人が其營業の範圍内て他人の爲めに金錢の立替をした時は、其立替の日からの法定利息を請求する事が出来る、之れ第二百七十五條二項の定むる處である、第一項の消費貸借といふ内へは、金錢も入つて居るのに更に二項に於て此の規定を置いたのは、金錢の立替と金錢の消費貸借とは別て

あるからである、兩者の差異は、金錢の立替は契約に依らぬが消費貸借は契約から成立つたものであるのだ。

元來右の利息の利率は、民法上は年五分であるが、商法は年六分としたのである、其理由は、商事には金錢の働が頻繁なるが故に、民法の法定利率では商業上の信用を得るに難しと認められた故である。

數人が其一人又は全員の爲めに商行爲たる行爲によつて債務を負担した時は例へば一人又は數人の爲めに三人の保證をした時の如きは、其三人は各自が連帯して責任を負ふのである、之れ第二百七十三條の規定である、民法に於ては保證人は先訴の抗辨、檢索の利益を有し、尙平等の割合を以て例へば一人の爲めに三人が三百圓の保證をした時は、民法では保證人は特に連帯の保證を約せぬ以上は履行の請求を受けた節は、一人宛に百圓を辨濟すれば責任は免れるのであるが、商法は此の場合を連帯で負擔する旨を定めたから、前例によると債權者の請求あつた時は、

一人て全額三百圓を支拂はねばならぬのである。

第三節 商行為の履行の事

商行為に依つて生じた債務を履行する場所は、當事者の約束及び行為の性質で定まる。其約束及び行為の性質で定まらない時は、特定物の場合には其物の存在した場所。所て履行し、其他の履行は債権者の現時の營業所。若しこれなき時は其住所。所て履行するのである。指圖債權及び無記名債權の辨濟は、債務者の現時の營業所。若しこれなき時は其住所。所て履行する。尙支店でなした取引は支店を營業所とするのである。右の指圖債權無記名債權の債務者は、其支拂に付き期限の定めある時でも、所持人が之れを呈示して支拂を求めた時は、其時から利息を附したり、其他の遲滞の責に任じなければならぬ。元來指圖債權無記名債權の如きは、轉讓流通して歩くもの故に、其債權の生ずるに至つた理由を一々温ねて履行する事は出来ぬ。故に苟くも其證券を所持する者あれば義務ある者は之れに支拂はねばならぬ。若し惡意重大な過失

ある時は、一旦渡した證券でも取戻す事は出来るが、取戻前にあつては相手方に惡意あり、自己に重大な過失ある時と雖も、義務者たるの實に添はねばならぬのである。

金錢其他の物の給付を目的とする指圖證券又は無記名證券の所持人が其證券を喪つた時は、公示催告の申立を爲した時は、債務者をして其目的物を供托せしめ又は相當の担保を供して其證券の趣旨に従ひ履行を爲さしむる事が出来る。

第四節 債權の消滅の事

債權は履行に依つて消滅するは勿論なるが、尙此外に債權の消滅する場合がある。それは時効である。時効といふのは一定の期間内履行せざる時は、事實上義務あるものが義務を免がれ、事實上權利なき者が權利を得るものである。其理由は學者は社會の遺忘に本づくといふて居る。社會の遺忘とは、事實上存在する權利義務と雖

も永き間之れを履行せざる時は、社會が其の權利義務の實在を遺忘するといふのである。理論は兎に角、時効なるものは一定の期間行使せざるに依りて權利義務を消滅せしむるものたるは前述の如くである。民法に於ては、債權は十ヶ年間行使せざる時は時効に因りて消滅するのであるが、何事も迅速敏活を要する商法に於ては、十ヶ年も不確定の狀態に債權關係を置くは公益の爲宜しからずと認め、五年間之れを行はざる時は消滅する事として居る。即ち商行為から生じた債權關係は五ヶ年の後は請求する事も出来ず支拂をなす事も要せぬ。然し之れは通常の場合で尙此外に特別の必要ある場合は五年よりも短かく消滅する事がある。それは商法の各條に必要と認められた場合に殊記してあるから、茲に説明せぬ。尙商法は迅速敏活の主眼から見て、五年よりも短かき期間で消滅するといふ規定が商法以外の法律にある時は、其の短かき期限に因りて消滅せしむるのである。之れ第二百八十五條の規定する所である。

第三章 物權に關する規定の事

商行為の物權に關する規定は、留置權質權である。留置權の事は前も説明して置たが、順序として尙條文に依りて説明を加へんに、商法第二百八十四條に依る時は、商人間に於て其双方の爲に商行為たる行為によつて債權ある場合に、其債權が辨濟期にある時は、債權者は辨濟を受ける迄、其債務者との間に商行為の爲めに占有して居る物を留置するを得るのである。此の留置權は無論債務者の物たるを要する。ツマ、貸しを支拂はぬ間は相手方の所有物で現に自分が占有して居る物を留め置くのである。留置權は占有を離れては之れを行ふ事は出来ぬ。それは留置權には現に占有して居る事を條件とするからである。但し之れは債權者の利益を保護する規定であるから、債權者が其權利を拋棄するは任意たるのみでなく、當初の契約即ち取引開始の時債權の爲めに互に物を留置せぬといふ事を約した時は、以後

互に債権關係生ずるも留置權はないのである故に債務者の物を占有する者は之れを返還せねばならぬ民法の留置權と商法のそれと異なる點は前にも説明したから省略する、

次は質權である質權は商法の質等も民法の質權も其性質に於て同一である只商法第二百七十七條に民法の第三百四十九條は商法上設定した質權には適用せぬといふ制限規定あるのみである今此の制限規定の趣旨を説明する前に暫らく質權の何物たるやを述べんに

民法第三百四十二條に質權者は其債權の擔保として債務者又は第三者より受取りたる物を占有し且其物に付き他の債權者に先ちて自己の債權の辨濟を受くる權利を有すとある之れが即ち質權の性質である約めて言へば債權者が債務者の貸しを取る迄其物を占有し期限の後貸しを返さぬ時は他の債權者より先に自己が其物から辨濟を受くる權利を質權といふのである如此質權は債權の擔保とし

て占有するものであるから債權者は自己の債權を行使するに差支へなき以上に其占有せる質物を自己の有とする事は出来ぬ即ち流質は民法の固く禁ずる處であるのだ質商が質物を流すのは質屋取締規則に依て流質の特典を興へた迄て決して民法の原則ではないのである即ち民法第三百四十九條は此れ流質の契約をする事はならぬといふ規定である、

所て商法の第二百七十六條では商行為に依て生じた債權を擔保する爲めに設定した質權には適用せぬといふのであるから商行為にありては流質の契約をする事が出来るのである即ち質權設定者義務者は萬一期限に受け出す事が出来ぬ時は右の物品は貴殿の所有となすべしとの契約をする事は妨げぬのである、

今や本章を終るに終み本章の表目に物權に關する云々と題し前章の表目に債權に關する云々と題した其債權の意義と物權の意義とを簡單に説明して置かるとおもふ之れ前章と本章とを一層明瞭ならしむる微衷に外ならず、

債權とは人の行為不行爲を目的とする権利をいふので物權とは人の中介を許さず直ちに物の上に權利を行ふを得る權利をいふ、債權は人の行為不行爲を目的とするが故に、其原因が契約に本づく否とに論なく、苟くも人の行為不行爲を目的とするものなる以上、渾て債權である、一二を想像すれば、金錢の貸借は債權關係である、何故なれば、借りた者の返済といふ行為を目的とするからである、又病者の隣家の鍛冶職が貴殿の病氣全快迄は、決して珍漢々々の音をさせぬと契約した時は、それ以後は病者と鍛冶屋との間に債權關係が発生したのである、何故なれば病者は鍛冶職の珍漢々々の音をさせぬ不行爲といふ事を目的とするからである、如此債權は人に對する權利であるから、債權は一名對人權といふ、反之、物權は物を目的とする權利である、或は物の上に行ふ事を得る權利とも言はれる、故に物權は自己が初めより有して居る物なると、他から傳承した物とを問はず、皆此權利がある、一二の場合を想像すれば、自己の所有物は自己の所有權といふ物權である、何故なれば、何人が之れを侵害せんとするも、自己は此物に對して、人を中介せしめず直ちに權利を行ふ事が出来るからである、他人の物を占有して居る者は、占有權といふ物權を有する、何故なれば、自己の占有中は法律が之れを保護をするから、他人の爲めに冒されず直ちに物の上に權利を行使する事が出来るからである、如此物權は物に對する權利なるが故に、一名對物權ともいふ、或は物權は世間一般の者に冒されぬといふ方面から、又對世權ともいふ、要するに物權と債權との別は、物に對すると人に對するとにあるのである。

第四章 買賣の事

吾邦に於て昔は商ひといふ事と、賣買といふ事とは、全然同一に看做されたのである、今日に於ては商ひは必ずしも賣買に限らざると同時に、賣買の關係せざる商ひある事となり、其結果賣買は商行為の一部分に過ぎぬのである、然し乍ら賣買即ち

「商」と考へた昔を回想するに付けても今日に於ても商行為に對し如何に賣買が重きをなして居るかを察せられるのである。

債買の意義如何といふに民法第五百五十五條は規定して曰く賣買ハ當事者ノ一方ガ或ル財産權ヲ相手方ニ移轉スルコトヲ約シ相手方ガ之ニ代金ヲ拂フコトヲ約スルニヨリテ其效力ヲ生ズと之れに依る時は賣買の目的物は有体物と無体物とに論なく苟くも財産權なる以上は之れを民法上賣買の目的物とするに於て妨げはないのである然し乍ら商法の賣買は移轉融通する事を得べき形狀を具へた物でなければ之れを目的とする事は出来ぬのである故に他人に對する貸金の如きも單に他人に對して債權を有して居るといふのみでは商人間の賣買の目的とは出来ぬ必ずや一定の形を具へ券面となりし物たるを要するのである要は商人間の賣買は有体の物を目的とせざれば之れを商品として働かせる事は不能であるから此點に於て民法の第五百五十五條と聊か意義を異にして居ると言は

ねばならぬので賣買は商品と通貨との交換である即ち代金を拂ふ事を約するに於てといふはこの交換に外ならぬのである但し通貨といふも貨幣紙幣のみをいふのではない時に爲替手形を以てする事あり約束手形とする事あり法律上通貨と看做さるべき小切手とする事もある又内國通貨のみでなく外國の通貨を以てする事もある孰れも交換の敵手たるに愧ぢないのである。

賣買は法律上契約であるから賣買契約が成立した後は商人間に權利關係が生ずる之れを賣買の效力といふのであるこの權利關係は當事者の契約から定まる事あり其行為の性質から定まる事もあるが孰れ共賣主の權利の數は買主の義務の數と同じく買主の權利の量は賣主の義務の量と均しきものである故に一方から説明すれば双方を説明した事になる此を以て左に買主の義務と賣主の義務とを説明するがツマリは商人間の賣買の效力で民法上のそれとは違ふ事を記憶せねばならぬ。

第一節 買主の義務の事

先づ買主の義務は代金支拂の義務である此代金は前段に述べた所て分る代金支拂の時期は、一に當事者間の契約による契約なき時は商慣習により、之れなき時は即時に支拂ふのである。

次に物品受取の義務である買主は物品受取の義務を履行せざる時又は之れを履行する事の不能なる時は、賣主は其物を供託し又は相當の期間を定めて受取方を催告する事が出来る、それでも買主が物品を受取るのを拒んだ時は賣主は最後の手段として、之れを競賣する事を得るのだ右の競賣をなした時は遅滞なく買主に此旨を通知せねばならぬ、但し敗損し易き物は、前の催告をせずして競賣する事を得るのである、損敗し易き物とは魚類野菜類硝子器の如き數日の経過に由つて腐敗々壞等の虞ある物を指したのである、斯くの如くにして競賣した代金は賣主は

其代價を供託せねばならぬ、供託は供託法といふ法律に詳く規定してある、前の場合に於て賣主は、其競賣金を代金に充當する事も出来る、蓋し代金を未だ受取らざる時は、之れを供託するも買主に對し、代金を請求せねばならぬから、其煩を避けん爲め、競賣の金額から自己の受取分だけを引去る事は、双方の便利であるからである、商法第二百八十六條は、これを規定したのである。

次は物品検査の義務である、之れは買主が目的物を受取つた時は、遅滞なく之れを検査し、之れに瑕疵あること又は數量に不足ある事を發見した時は、直ちに賣主に通知をせぬときは、此瑕疵又は不足を口實として、契約の解除又は損害賠償若くは代金減額の請求をすることは出来るのである、尙賣買の目的物に直ちに發見する事の出来ぬ瑕疵のあつた場合に、買主が六ヶ月間に發見せざりし時は、前同斷である、但し賣主に悪意ありし時は、此限りでない、之れ商法第二百八十八條の規定する所である。

次は物品保管の義務で、これは商人が前記の如き場合に解約をした時自己の關知せぬ物品なればとて之れを抛棄して置く事は許さぬ。必ず賣主の費用を以てこの物品を保管する事を要する。然れ共物には保管に堪える物と、保管に堪へない物とがある。保管に堪へない物とは、倒へば野菜類の如き即ち之れである。如此物は敗損腐敗等の虞があるから、之れを保管するよりも寧ろ競賣して其代價を保管又は供託する方が安全である。然し乍ら此物たる元來他人の物に係り解約した買主が任意に賣却するといふことは道理の許さぬ事であるから、買主が之れを賣却するには、必ず裁判所の許可を受くる事を要するのである。依て競賣した時は遅滞なく賣主に通知する事を要する。右の規定は返還する事の困難な場合に適用を見るのみで、賣主と買主が當所にあつて爲したる行爲には、買主は假令解約をした時と雖も保管又は競賣の義務を負はぬので、必ず賣主が買主の營業所又は住所に物品を受取りに行くか、買主が賣主の營業所又は住所へ持参するかせねばならぬのである。競賣の事は競賣法に明かである。

第二節 賣主の義務の事

賣の事は競賣法に明かである。

賣主の義務は、物品移轉の義務である。物品の移轉は何時するや、當初の契約で定まるのである。賣主は物品の移轉に關し、契約當時の物品の品等數量に違ふ事は出来ぬ。買主が物品を引取る迄は、賣主は當然物品保管の義務がある。此義務は當事者の契約の有無に關らず、賣買の性質上當然の義務である。賣買の性質上又は當事者の意思表示に依つて、一定の日時一定の期間内に履行をせざる時は、依て賣買の目的を達する事の出来ぬ如き場合は、賣主は此の日時期間の到來と共に遅滞なく買主に引取り呉れと請求する義務がある。若しこれを請求せざる時は、其契約は解約されたものとなる。之れ第二百八十七條の定むる所である。

第五章 交互計算の事

商法第二百五十一條は交互計算の何たるやを規定して居る即ち交互計算は商人間又は商人と商人でない者との間に平常取引を爲る場合に於て定まつた期間内の取引から生ずる債權債務の總額に付き相殺をして其殘餘を支拂ふ事を約束した時に存在するものである此交互計算は商人間論商人と商人でない者との間にも行はれるが商人でない者と商人でない者との間には行はれぬのである俗耳に慣れた口調で言へば所謂差引勘定ともいふべきものである即ち其取引が一定の期間で双方がメ切り互に計算をして自己の相手方に送つた物品の多い時は相手方から受取つた物品の代金を差引き其殘餘を受取るのである自己の送たのが少ない時は差引の殘は先方へ對して義務を負ふのである故に交互計算は互に期間を同ふせんければならぬ一方は一ヶ月でメ切り他方は一方のメ切後尙以前

の取引を繼續して居るやうては交互計算ではない次に相殺ある事を要する相殺とは文字の如く相殺すの意で民法第五百五條に二人互ニ同種ノ目的ヲ有スル債務ヲ負擔スル場合ニ於テ双方ノ債務ガ辨濟期ニ在ルトキハ各債務者ハ其對當額ニ付キ相殺ニヨリテ債務ヲ免ルコトヲ得といふもの之れである尙交互計算は一の契約である一定の期間互に延期取引をする契約である故に計算の期間が到來すると此計算以後は初めて殘金支拂の義務が一方に生ずる辨濟遲滞の責任も此日より生じ時効進行も此日より始まるのである
 如此のものであるから交互計算は期間到來前には互に相殺せらるゝものでない例へば銀行取引に於て商人が銀行と此契約をした場合は其期間前に支拂ひたる金は銀行に對して辨濟とならずして預金となる如きである
 交互計算に組入れたる債權並に期間經過後の殘額は帳簿に記入して相手方に承認を求め相手方の記入したのを自己が承認するのである双方が承認した後は互

に異議を述べたる事は出来ぬ、蓋し承認は異議と兩立せぬ性質のものであるからである、然し乍ら其承認が錯誤又は脱漏に本づきたる場合は異議を許さなければならぬ。

交互計算の期間は當事者の約束で定める事が出来るが當事者が約束を以てこれを定めなかつた時は法律は此期間を六ヶ月と定めたのである。

交互計算の相殺から生じた殘金には債權者は計算閉鎖の日以後の法定利息を請求する事を得る、又其利息は交互計算に組入れた日から付するも妨げない、法定利率は年六分である、閉鎖の日とは期間の末日を指すのである。

交互計算は獨立した計算を以て互に對抗するの不便を避けん爲めに、當事者の便利の爲めに存在する規定であるから當事者は取引に關し常に交互計算を契約せざるべからざる事は全然これなき所である故に、隨て一旦交互計算の契約をなした當事者は何時にても契約の解除を爲す事が出来るのである、此場合には直ちに

計算を閉鎖して殘額の請求をする事を得るのである。

第六章 匿名組合の事

匿名組合も又契約である、當事者の一方が相手方の營業の爲めに、出金して其營業から生ずる利益を分配するの契約である、凡そ商人が營業をするに資本薄弱なる爲め遂に利益を得ずして止む場合甚だ多い、如何に敏活な商人でも資本の爲に伸ぶべき驥足を如何ともする事は出来ぬ、茲に信用及實力ある資本家あつて之れを補助せんか商人は熟練の手腕と實力とを以て商界に飛躍することを得るのみならず、資本家は亦之れが爲めに利益を得るのである、匿名組合は即ちこの必要から生じたものである。

如此匿名組合は内部の關係であつて、外部には只商人の名義のみ存在するのである、匿名組合員即ち出資をなした者と營業者との權利義務の關係は、民法の組合の

規定で支配されるのであるが、商法の匿名組合の規定は、民法の組合の規定で不都合な場合のみを規定したのであるから、此商法の規定以外の關係は、凡て民法の組合の規定が適用されるのである。故に順序からいへば、先づ民法の組合即ち民法第六百六十七條から第六百八十八條迄の説明をして、扱後に商法の匿名組合に移ると了解一層明瞭であるが、元來民法を主眼として起稿したものでないから、殘念ながら民法の組合は説明を省く事にしたのである。

匿名組合員は營業者に出資をする資本家であつて、營業者に金を貸す者でない金を貸したのなら利息を生むのみで利益の配當を受くるものでない。出資をしたのであるから營業から生じた利益の分配を受けるのである。隨て其出資した金は營業者の財産となるのである。其結果匿名組合員は出資に對して利息を請求する事は出來ぬ。又貸金は債權なるを以て如何なる場合に於ても危険を蒙る事はないが、匿名組合員は出資に對して危険がある。何故なれば、營業者が失敗して破産をした

如き場合には、組合員の出資は俱に破産財團の内に組入れられ、自己は如何ともする事が出來ぬからである。それ一害は總て一利を生むの前兆である。組合員のこの不利益こそ大なる利益の伏在する所である。即ち匿名組合員は營業から生ずる多大の利益と出資の貸金よりも多き危険と交換したのである。以上の理由から生ずる結果は大略左の如きものである。

匿名組合員の出資は營業人の財産に歸するのであるから、其當然の結果として、組合員は營業者の行為に關して、第三者に對し權利義務を有せぬ。出資が損失によつて減少した時は、其填補の後でなければ利益の配當を受くる事は出來ぬ。匿名組合員が自分の氏名を營業者の商號に用ゐ、又は自分の商號を營業者の商號として用ゐる事を許諾した時は、其使用以後に生じた債務に付ては、營業者と連帶して責任するのである。蓋し其氏名を商號に用ゐる自己の商號を營業者の商號として用ゐた時は、第三者たる取引人は、匿名組合員に信を置きて取引する場合が多いから、

ある。
 組合契約を以て組合の存続期間を定むるは任意である。然れ共一旦存続の期間を定めた時は、止む事を得ざる場合の外は、何時でも解約を許さぬ。如何なる場合が止む事を得るのであるかは事實の問題で、裁判官の認定に任かすのである。若し存続期間を定めた時又は組合員の終身間組合の存続する事に契約した時は右組合員及營業者は毎營業年度の終りに契約の解除をなす事を得るが解約せんとした六ヶ月以前に相手方に豫告をする義務がある。何故に期間を定めぬ時終身契約の存続が年度に解約する事が出来るか、凡そ人は理由なく拘束を受くるものでないから、如此場合は何時解約せらるも抗辯の餘地がないからである。又終身の場合には人の畢生の間の有爲轉變は、昨日と今日と違ふ如きものであるから、之れを拘束するも無益であるからである。匿名組合は此外左の事由に依つて終了するのである。
 即ち

一、組合の目的たる事業の成功又は其成功の不能

二、營業者の死亡又は禁治産

三、營業者又は匿名組合の破産

即ち之れである。右の一の場合には明瞭であるが二の場合には匿名組合員の死亡又は禁治産は、何故に組合契約終了の原因とならぬかといふに匿名組合員は黒幕のものであつて其者の死亡禁治産は主たる營業に何等の故障なき事當底營業者のもに比すべくもないからである。三の破産はドウかといふに破産は破産法に依つて、破産者の財産が破産財困となり萬事破産管財人の手に依つて經營せられ營業者は治産の資格を喪ふからである。右等の事由に依つて組合契約が終了した時は、營業者は匿名組合員に其出資の總額を返還するのである。損失に依つて出資の減額した時は、殘分のみを返還するを以て足るのである。
 商法第百八條第百十一條第百十五條の規定は匿名組合にも準用せられるのであ

る此三ヶ條は合資會社の規定であるが匿名組合にも準用されてある簡短に言へば第百八條は金錢其他の財産権のみを出資の目的とすることが出来るといふにあつて其反面は合名會社の如く勞務を目的とする事は出来ぬといふにあるのだ第百十一條は營業年度の終りに於て營業時間に関り財産目録及び貸借對照表の閱覽を求め且つ業務及び財産の状況を検査することが出来る重要な事由の下には裁判所に請求して何時でも其状況の検査をする事が出来るといふにある第百十五條は匿名組合員は商人の業務を執行し又は商人を代表する事は出来ぬといふにある商人を代表するとは商業上の取引をなし又は商人の名義で裁判を起す事等て匿名組合員は其が出来ないのである

第七章 仲立營業の事

仲立人は他人間の商行為の媒介を爲す事を業とする者である凡そ商ひは欲する

者と與ふるものとの調和であるから常に欲する者は欲する旨に協ひ與へんとするものは與へんとする意に添ふ事を望む者であるが克く與へ克く欲する事は當底自身では望まれぬのである仲立人は此の欲する者と與へんとする者との仲に立つて克くこれを一致せしめ双方に満足を與へん目的の爲めに存在する者である即ち仲立人は商人の方から見れば其機關たり商人と取引をせんとする商人若くは非商人の方から見れば矢張り其機關である露骨に言へば仲立人なる者は賣手と買手との間に介在して利益を營む者で所謂養取なる者である或る外國の立法令又は舊商法の如きは仲立營業は官の許可を受け保證金を納めて初めて營業する主義もあるが新商法は自由營業主義を採用したから之れを爲すには全然許可を要せぬ蓋し信用を以て營業の目的とする仲立人を一々官廳が干渉するは理論の許さぬ所であるから仲立人は單に媒介をするだけである代理商の如くに取引する者の代理をする者でない其結果仲立人は媒介した行為に付き當事者の

爲めに支拂を受くる事は出来ぬ。但し當事者の約束又は仲立人が當事者から支拂給付を受くる慣習ある場合は支障へないのである。左に仲立人の権利義務を説明する。

第一節 仲立人の権利の事

先づ報酬請求の権である。此報酬を受くるには、媒介行為が成立して遅滞なく各當事者の氏名又は商號行為の年月日及び其要領を記載した書面を作つて之れに署名して各當事者に交付した後でなければ請求する事は出来ぬ。仲立人に與ふる報酬は當事者平分して負擔するのであるが當事者の合意で孰れか一方が負擔する旨を定むるは任意であるが之れを以て仲立人に對抗する事は出来ぬのである。仲立人が報酬を請求するには其媒介した行為が實際に行はれると否とを問はぬ。然れ共條件付の媒介である時は其條件が成就した後でなければ完全に媒介をしたものと言はれぬから従て報酬を請求する事は出来ぬ。反之一旦媒介行為を終つた

後は當事者の解除權の行使に遭ふも報酬請求權を喪はぬのである。蓋し彼は完全に第三百八條の行為をした後の出来事であるからである。

仲立人は立替金並に立替の日以後の法定利息を請求する權がある。之れは第七十五條の規定する所である。

第二節 仲立人の義務の事

仲立人は見本保管の義務がある。此見本は受取つた者の爲めに保管するのみでなく、又之れを見て取引をなさんとする者の爲めにも保管するのである。蓋し仲立人は當事者双方に對して契約關係を有する者たるが故である。

仲立人は書面交付の義務がある。前節に説明した第三百八條がそれである。此の書面は自己が正整なる商人として完全に双方に意思傳達を爲し其結果行為が成立したといふ事を双方に承認せしむる爲め、之れを以て報酬請求の權を取得するのである。但し行為の成立は事實で、書面交付は一の式であるから當事者の一方が

書面を受取る事を拒むた場合でも仲立人は他の一方に通知するのみで支障へなく仲立行為は成立するのである。

仲立人は帳簿記入の義務がある即ち行為の成立した事當事者の氏名又は商號行為の年月日及び其要領を自己の帳簿に記入するの義務があるこれは何時でも當事者の請求に依り記入した帳簿の謄本を交付する事の出来るやうにする爲である之れ第三百九條に此の規定ある所以である。

仲立人は秘密を守る義務がある當事者が自己の氏名又は商號を相手方に示さぬやうと命じた時は仲立人は其秘密を守る義務があるのである故に此場合にありては相手方から謄本の請求があつても氏名商號に關した謄本を交付する事は出来ぬのである。

仲立人は前段の如く相手方から秘密を命ぜられた時は相手方は其誰なるやを知るに由なく又自己の相手方なきも同然であるから此場合にあつては仲立人自ら

終了迄の行為を爲すの責に任するの義務を負担せねばならぬのである。

第八章 問屋營業の事

問屋とは自己の名を以て他人の爲めに物品の販賣又は買入を爲すを業とする者をいふのである故に問屋商は販賣及び買入を委託する者の爲めに委託する者の計算で自己の名義又は商號で商行為をする者である再言すれば問屋商は名義は自分で計算は他人である尙内外に分ては内幕は他人の爲めに委託された者である外面は自分の名で取引する者である問屋商が代理商と異なる點は代理商は商行為の代理媒介をする者で其代理媒介は本人の名義であるが問屋商は自己の名義とする點に別がある仲立人との差異は中立人は他人間の商行為の媒介をするのみで媒介に關し問屋商の如く自ら權利を得義務を負ふ事なき點に差がある如此問屋商は代理商仲立人と似たやうで雲壤の差異があるが本人に對して委託關係の

成立して居る點は何れも同一である。特に問屋商は本人から物品の販賣及び買入の委託を受ける者であるから委任の規定を委託者との間に適用せらるゝのである。左に問屋商の權利義務を説明しやう。

第一節 問屋商の權利の事

先づ手数料請求權である問屋商の手数料請求は仲立人の手数料請求權と異り單に他人間に商行為が成立したのみでは不可い進んで其行為が履行し得られた時でなければ出来ぬのである。手数料の額は商慣習又は契約で定まる。

次に自己の出費を請求する權がある。自己の出費とは例へば倉敷料郵便税運搬料の如きものである。

問屋商には留置權がある。留置權は代理商のそれと同一であるから説明を省く。

問屋が買入の委託を受けた時委託者が其物の受取を拒む時は問屋商は相當の期

間を定めて受取方を催告し尙受取らぬ時は之れを競賣する事を得る。破損し易き物は、この催告をせずして競賣するも宜しい。問屋が競賣をした時は遅滞なく委託者に通知し其代金を供託するのである。

問屋商は取引所の公定相場ある物品の買入又は販賣の委託を受けた時は自ら賣手となり買手となる事を得る。此場合には問屋商と委託者との間は委託關係を離れて賣買關係となり其規定も渾て賣買の規定が適用される。

第二節 問屋商の義務の事

問屋商は委託された販賣又は買入に付ては、正整なる商人の注意を以て事を處理せねばならぬ何事も委託の本旨に隨ふ事を要し自己の手加減を許さぬのである。問屋商の執行すべき事項は或は契約で定まり商慣習で定まる。

問屋商は委託者から物品の販賣買入を委託されたものであるから其委託の結果

は滞運なく委託者に引渡すを要するのである。即ち買入の委託あつた時は買入の物品を引渡し販賣の委託なる時は代金を引渡す事である。委託者が委託の結果を拒みたる時は自衛賣却権を行使して競賣する事を得る。

問屋商は委妾の本旨に随ふ義務ある事前述の如くであるから随て問屋商が此本旨に背いた時は一面に於て委託者の権利を生ずる委託者は問屋商が正整なる商人の注意を怠りたる時は損害賠償請求権がある。正整なる商人の注意を怠りたる時とは例へば物品の瑕疵數量の不足を検査する事を怠りたる如き委託者の命令を等閑にしたる爲の損害を生せしめた如き場合をいふのである。尙委託者は問屋商に對して行爲の結果を否認する権利を有する。其場合は問屋が委託の本旨に隨はずして爲した事柄である。抑々問屋商は一意専念委託者の意思に添ふ事の外委託者の利益を側り不利益を虞る義務なき者であるから委託者より見る時は假令其行爲が個々以て自己に利益であつた時でも委託者が其結果を否認する事を妨

げぬのである。即ち委託者の指定した金額より廉價に販賣し又は高價に買入れたる如き場合には勿論指定額より高價に販賣し又は廉價に買入れた時と雖も委託者は委託の本旨に背くを理由として其結果を拒む事を得る。

尙問屋商は委託者の爲になした販賣又は買入れに付き相手方が其債務を履行せざる場合に於て自ら其履行を爲す責任を負擔するのである。此場合に商慣習又は別段の意思表示ある時は此限でない。

第九章 運送取扱營業の事

運送取扱營業とは自己の名義で物品運送の取次を爲すを業とする者である。即ち委託者の爲めに運送人を求め之に依て物品の運送をなさしむる者である。恰も問屋商が委託者の委託に依て物品を販賣買入をすると酷似して居る故に商法にては本章に別段の規定なき時は問屋商の規定を準用すと定められたのである。

運送取扱人は自分の名義で運送の取次を業とする者なるが故に運送營業の如く自ら運送をなす者でない。又運送取扱人は委託者の代理人でもない。左に運送取扱人の権利義務を詳述する。

第一節 運送取扱人の権利の事

運送取扱人は契約で定めた報酬若しくは商慣習で定まつた報酬を請求することを得る。然れ共運送取扱人は委託者即ち荷送人との間に特別の契約を以て報酬を定むる事は任意である。此場合は取扱人は自ら運送人となつて権利を得義務を負担するのである。例へば取扱人が委託者との間に一噸十圓の契約をした時は自分が運送人の地位に立つのであるから事實上運送費が十二圓なる時は二圓は自分で損をするので若し八圓なりし時は二圓利益するのである。故に一切自己の責任に歸するから過不足を荷送人に及ぼす事は出来ぬのである。然し運送取扱人は物品を運送人に引渡した後でなければ報酬請求の権はないのである。

運送取扱人は立替金其他運送品の爲の出費を請求する権利がある。運賃の立替を請求する時は其運賃は自己が運送人に支拂ひたる額の外に請求することは出来ぬ。事實上運送取扱人が運送人との間に割引の契約を結ぶ場合があるが此割引の場合も尚荷送人に對して効力あるものであるから取扱人は割引の額の外に請求する事は出来ぬ。蓋し取扱人は別に報酬を請求する事を得るからである。然れ共前述の通り取扱人が自己と荷送人との間に特約なき時は自ら運送をなす事を得るものであるから此の場合には自分が運送人の地位に立つて委託者との間に契約をする事が出来るのである。

運送取扱人は運送品に對して受取べき報酬運送賃其他委託者の爲めにした立替金又は前貸金に對して其運送品を留置する事を得る。留置權の何たるやは前に度々説明したから略す。

運送取扱人が運送人に辨済をした時は運送人の権利を取得するのである。故に運

送人が荷送人に有する権利は、運送取扱人に移るのである。
 運送取扱人は、貨幣有價證券其他高價な物品を運送するに際し、委託者が其種類價格を明告せざつた時は、他日損害生ずるも其責に任せぬのである。

第二節 運送取扱人の義務の事

運送取扱人は其運送に關し、自己又は使用人が注意を怠らざつた事を證明する義務を負担し、此義務を果さぬ時は、運送品の滅失破損延着等に付き委託者に對し責任を負ふ者である。貨幣有價證券高價品の場合に受託者が種類價格を明告せざる時に責任を免るゝは、貨幣有價證券其他の高價品としては責任を負はぬといふに止まり、普通の物品として自己又は使用人が整正なる商人の注意を怠つた場合には責任を負ふのである。

運送品に對する運送取扱人の責任は、荷受人が荷物を受取つた後でも一ケ年の間は存在するのである。一ケ年の後は時効に依つて消滅する。時効の何たるやは前に説明してある。一ケ年の時効は何時か進行するか運送品全部の滅失の場合には引渡しのあるべき日から數へるので、一部の責任は引渡のあつた日からである。但し右の時効消滅は運送取扱人に悪意ある場合には普通の債權消滅の時効即ち五ケ年の後迄は責任があるのである。

運送品を一定の場所へ引渡す迄に、運送取扱人數人ある時は、後の運送取扱人は、前の運送取扱人の権利を行使するの義務がある。此最後の取扱人が凡ての取扱人の権利を行使するは、後の運送取扱人が自己の権利として行使する場合と前者の権利として行使する場合とある。最後の運送取扱人が前者に對して運送賃其他支出した費用を支拂つた時は、自分の権利として行使し、其他の場合は前者の法定代理人として行使する義務があるのである。

第十章 運送營業の事

運送人とは陸上又は湖川港灣で物品又は旅客の運送を爲すを業とする者をいふのである。之れ商法第三百三十一條が運送人とは如何なる者なるやといふ疑問に答へた言葉である。尙し眞の理屈から運送人を見たなれば陸上なると海上なると苟くも運送なる以上は之れを運送といふに於て何等の支障もない譯であるが海上の運送は危険特に多く當底陸上湖川港灣のそれと状態を同ふするものでないから、何れの國の法律でも海商法なるものを特に規定し所謂運送營業なるものと別異のものとして居る吾商法も之れに倣ひ茲に運送といふ時は單に陸上湖川港灣に於て運送を業とする者に限つたのである。運送人は之はを業とする者なる以上は一人私人なると法人なるとに論はないのである。營業として爲すを要するが故に偶然之れを爲すが如きは之れを運送人と稱する事は出來ぬ茲に議論のあるは、

鐵道局郵便局等は運送人であるか無いかである著者は鐵道局郵便局の如き政府の名でする事業は運送人でないと信ずるから之れを其儘に紹介して置く。運送人は物品旅客の運送を爲す者である。旅客に關しては制限はないが物品に關しては如何なる物品でも運送する者でない。即ち郵便法第二條には何人ト雖モ信書ノ送達ヲ營業トスルヲ得スといふ規定がある故に信書は茲に所謂物品の中に入らぬものである。其第二項には運送營業者及ヒ其使用人ハ其運送方法ニヨリ他人ノ爲ニ信書ノ送達ヲ爲スコトヲ得ス但シ貨物ニ添付スル無封ノ添狀又ハ送狀ハ此限ニアラスとの規定により如上の書狀は物品運送の目的となるのである。運送人は右の如き者である。此運送をなさしむる者を荷送人といひ物品の引渡を受くる者を荷受人といふ。荷送人荷受人は必ずしも自分の荷物たるを要せぬ他人の爲めに荷送人となり荷受人となるは勿論有効である。左に物品運送と旅客運送とを分説する。

第一節 物品運送の事

物品運送も亦商事契約の一であるから一定の場所迄物品の到達を約し之れに報酬を拂ふことを約束すれば成立する之れに對し別段の式あるものではない物品の凡てが運送の目的とならぬ事は前に述べた通りであるが其物品は必ず輸送する事の出来る物に限る運送契約の趣意から生ずる權利義務の關係を運送契約の効力といふ即ち其効力としては荷送人と運送人との權義關係荷送人と運送人との權義關係の二となる此兩者の關係は後に説明する。

茲に一寸運送狀と貨物引換證の事を一言するが運送狀は運送人の請求に因り荷送人の交付するものである運送狀には左の事項を記載し荷送人は之れに署名するのである。

- 一、運送品の種類重量又は容積及び其荷造の種類個數並に記號
- 二、到達地

三、荷受人の氏名又は商號

四、運送狀の作成地及び其作成の年月日

右の運送狀を運送人に交付するものであるが其性質は荷受人への報告であつて、物品到着の曉荷受人が其運送狀と現品とを對照するの便に供したものである此運送狀の有無は毫も運送契約の成立不成立に關係するものでない運送狀は以上の目的の爲めに運送人から請求に應じて交付するに過ぎぬのである次に貨物引換證には左の事項を記載して運送人之れに署名するもので之れは荷送人の請求に隨て運送人の交付すべきものである即ち其事項は、

- 一、運送品の種類重量又は容積及び其荷造の種類個數並に記號
- 二、到達地
- 三、荷受人の氏名又は商號
- 四、荷送人の氏名又は商號

五、運送貨

六、貨物引換證の作成地及び其作成の年月日

右の貨物引換證の有無も亦運送契約の成立不成立には關係はないのであるが此貨物引換證は運送人と證書所持人との間を拘束するの性質を有する即ち證書の所持人は運送人に對して貨物引換證の示しただけの引渡を請求する事が出来るのみならずこれに裏書をして譲渡した時は運送品の譲渡と同等の効力あるものである即ち貨物引換證は一方に於て運送人と荷受人とを拘束する準繩となり他方に於て貨物流通の働きを爲すものである貨物引換證が貨物流通の媒介を爲すの結果荷物引換證を作つた後は運送人は引換證と引換に非ざれば運送品を渡す事の出来ぬ事となるのである。

第二節 物權運送人の權利の事

先づ運送貨請求の權である運送貨は距離の遠近物品の性質等に依つて差別あるは

勿論であるが要するに當初の運送契約で定まるのである運送貨は到達後請求するが正當であるが到達前に全部又は一部の前渡しをするも差支へない荷送人貨物引換書所持人は運送品の到達する迄の間運送の中止を命じ返還を請求する事が出来る此場合は既になした運送の割合に應ずる運送貨立替金及び其處分によつて生じた費用の辨濟を請求する事が出来るが荷送人から見ると以上運送中止運送品の返還等は到着地に於て荷受人が運送品の引渡を請求した時は之を行使するの權利を喪ふのである。

運送品の全部又は一部が不可抗力(不可抗力とは天災事變の如き人智の豫め期せざる出来事をいふ)に依つて滅失した時は運送人は運送貨を請求するを得ない但し物品性質の瑕疵又は荷送人の過失で滅失した時は運送貨の全額の請求が出来る貨物引換證の流通により荷受人の確かに知れざる場合があるが此の場合には運送人は運送品を供託するを得る荷受人の分明ならぬ時運送人が荷送人に運送品

の處分に付き指圖をすべきやう催告するも荷送人が指圖をせぬ時は運送品を競賣するも差支へない競賣をした時は運滞なく荷受人に通知するの義務がある運送人が以上の自衛賣却権の行使は運送品の引渡しに付き争ひある場合にも行ふ事が出来る此場合には荷受人は分明であるから先づ相當の期間を定めて荷受人に催告し其期間經過後更に荷送人に對して催告し其後に競賣を行ふ事を要する右に依つて競賣した時は荷送人と荷受人とに通知する事を要する而して競賣代金の内から自己の受取るべき分を扣除し又は充當することが出来るのである破損し易き物は前述の催告をせずして競賣する事を得る。

運送人は自己の占有に屬する運送品に關して留置權を有する留置權は前を参照すれば了解する。

第三節 物品運送人の義務の事

運送人は貨物引換證を所持する者には運送品を引渡すの義務がある荷受人に引

渡す迄は正整なる商人の注意を以て荷物を保管せねばならぬ。

運送人は運送品の滅失延着毀損等に關し責任を負ふ者であるが自己又は使用人が正整なる商人の注意を怠らざりし事を證明すれば義務を免る。

運送人は貨幣有價證券其他の高價品及び種類價格を明告して運送を委託された時は滅失毀損延着等に付き損害賠償の責任を負ふのである以上を荷送人が明告せざる時は普通貨物の責任あるのみである。

運送人数人ある場合には運送品の滅失毀損延着等に付ては連帶して責を負ふのである。

運送品の滅失が全部なる時は損害賠償の額は運送品の引渡のあるべき日に於ける到達地の價格に依つて之れを定める滅失が一部なる時又は毀損の場合に於ては其引渡のあつた日の到達地の價格に依つて之れを定める延着の場合には本來引渡すべき日即ち延着せざる日の價格に依る滅失毀損の爲め荷受人が支拂はず

とも宜しき運送貨は賠償額の中から扣除するのである。
運送人が悪意又は重大な過失によつて滅失毀損せしめた時は一切の損害を賠償せねばならぬ。

運送人複数相次いで運送をなしたる場合には、後の運送人は前の運送人の権利を併せて行使する義務がある。此場合に後者が前者に一切の支拂をした時は後者は前者の権利を取得するのである。

運送人の責任は荷受人が運送品を受取た日から一年の後は義務を免るゝのである。但し運送人に悪意ある場合は五箇年の後でなければ消滅せぬ。

第四節 旅客運送人の事

旅客の運送人例へば鐵道會社郵船會社の如き者は旅客の蒙つた損害に付き自己又は使用人が注意を怠らなかつた事を證明せねば賠償の責を免れない。損害額は裁判所が被害者及び家族の状況を斟酌して定めるのである。斟酌とは例へば被

害者が富豪なる事貧困なる事家族の多き事少き事の類である。

旅客から引渡しを受けた手荷物に付ては特に運賃を請求せざる時でも物品の運送人と同一の責任を負ふ。蓋し旅客の運送と其手荷物とは相離るへからざるものたるが故であらふ。手荷物が到達地に達して一週間内に旅客が其引渡しを請求せざる時は相當の期間を定めて受取方を催告し住所居所の知れぬ者に催告を要せず競賣して自己の請求額を扣除し、残金は供託する事を得る。

旅客から引渡しを受けざる手荷物に付ては滅失又は毀損に付ては自己又は使用人に過失なければ損害賠償の責任を負はぬのである。

第十一章 寄託の事

寄託とは當事者の一方が相手方の爲めに保管する事を約して或物を受取る契約である。換へて言へば人の物を保管する契約で其物を受取た時から寄託の規則を

適用されるのである。寄託する者は必ず自己の物を寄託するに限らず他人の物極言すれば盗物遺失物でも寄託の目的となるのである。受託者は契約の趣旨に従つて善良なる管理者の注意を以て保管する事を要する。報酬の有無は寄託の有無に關係はない。即ち報酬はなく共寄託を引受け寄託をなすに妨げないのである。然れ共商行為としての寄託は報酬の有無を度外視することは出来ぬ。故に商法上の寄託は必ず報酬の伴ふを要する寄託を受けたる者は契約の趣旨に従ふ事を要する。から契約に由つて保管の場所を定めた時は受託者の任意に場所を変更する事は出来ぬ。受託者の任意に場所を変更した時は變更に依つて物品に危害を蒙らしめた場合の責を解する事は出来ぬ。旅店飲食店浴場其他客の來集を目的とする場屋の主人は寄託を受けたる物品の滅失毀損に付きては責任を免れぬ。其れが不可抗力に依た事を證明すれば責任はない。場屋の主人には法律が強制受託の義務を負はせて居るから客が特に寄託せざる物品でも保管する責があるから其携帶品

が場屋の主人又は使用人の不注意に依つて紛失等した時は特に責に任せぬと告示した場合でも責任がある。貨幣有價證券其他價高品は客が其種類價格を明告して主人に寄託した時に限り滅失毀損に付き責任がある。此等の場合は主人が返還し客は之れを持去つてから一ヶ年を経過した時は時効によつて責任は消滅するのである。但し主人に惡意ある場合は此限でない。

第十二章 倉庫營業の事

倉庫營業とは他人の爲めに物品を倉庫に保管するを業とする者である。元來寄託は本編の初めに説明した如く之れを營業とする時に限り商行為たる性質を有するもので然らざる時は商法の規定に由るべきものでない。即ち倉庫營業は自己の名義で他人の物品を保管するを業とする者であるから此場合には商人で且つ商行為である。寄託は他人の物を保管する者であるから従て信用が必要である處

から外國の或る立法例では許可を得ざれば營業をする事が出来ぬ旨を定めたのも有るが我國の法律では寄託は自由營業としてある倉庫營業者の多數は自ら寄託を引受けて保管を爲す者であるが時に倉庫の一部分を貸與して相手方に保管せしむる事が行はれる此場合は倉庫の貸借で寄託ではない故に寄託の規定は適用されずして、反つて貸借の規定が適用されるのである倉庫營業者は寄託者の請求に依り二券の證券を交付するを要する一を預り證券といひ他を質入證券といふのである外國の或る法律では證券は一通のみを交付するものと定たものある我國では二券主義を採用したから前述の如く二券交付を要する預り證券は物品を轉讓する場合に用ゐられ質入證券は其物品の上に質權を設定する時に用ゐられるのである。

第一節 預證券及び質入證券の事

預證券とは質入證券とは寄託者の請求に依つて倉庫營業者が交付するもので必ず

此二券を同時に交付すべきものであるが其働きは二券別々にて各其證券の趣旨に従つて物品を代表し流通轉讓する物である預證券質入證券には左の事項及び番號を記載して倉庫營業者之れに署名することを要する。

- 一、受寄物の種類品質數量及び其荷造の種類個數並びに記號
- 二、寄託者の氏名又は商號
- 三、保管の場所
- 四、保管料

- 五、保管の期間を定めた時は其期間
- 六、受寄物を保険に付した時は保険金額保險價格及び保險者の氏名又は商號
- 七、證券の作成地及び其作成の年月日

右の證券を作つた後は其證券は各自自由に讓渡す事が出来るにより凡て證券の所持人と倉庫營業者との關係は證券を定めた通りに行はれるのである右の證券は

現物の全部に付て發行するも一部に就て發行するも自由である證券の所有人は其證券の内の各部分の證券を請求し又は一部分割の請求を爲すことを得る。此場合には前の二種の證券を返還するのである。如此は大額の證券を小額のものに變換する場合には見る所であるが此預證肩質入證券は記名式なる時と雖も特別の制限をせざる以上裏書に依て讓渡する事が出来る裏書に依て證券を讓渡した時は物品の讓渡と同一の効力がある然れ共此二券を各別に讓渡するには預證券の所持人が質入をした後でなければならぬ。反之同時に讓渡するは差支へないのである。預證券質入證券が滅失した時は本來民法施行法に依て公示催告の手續を経て無効の宣告あつた後でなければ其權利を行ふ事が出来ぬ。然れ共如斯する時は、多數の日子を要する事故に第三百六十六條に、此如場合には其所持人は倉庫營業者に相當の擔保を供して更に其證券の交付を請求する事を得せしめたのである。質入證券の第一の裏書をなすには債權額其利息及び辨濟期を記載するのである。

が若し第一の質權者が之れを記載して署名せざる時は質權を以て第三者に對抗する事は出来ぬ。蓋し質入證券は交付されて後初めて成立せる質權に對して債券を設定するものであるから左の事項を記載する必要があるのである。質入證券の讓渡人は手形上の義務と同じく擔保の義務がある。期日に至り支拂をせぬ時は、拒絕證書を作成せねばならぬ。質入證券の所持人が拒絕證書を作らしめぬ時は之を請求する事が出来なくなる。預證券質入證券は別々に流通働作するものであるが倉庫營業者は此二券と引換てなければ寄託物を渡す義務はない。預證券の所持人は質入證券に記載した債權の辨濟期前でも其債權の全額辨濟期迄の利息を倉庫營業者に供託して、寄託物の返還を請求する事が出来る。蓋し質入證券と預證券とは別々に流通働作するが故に預證券の所持人は寄託物を受取らんとするも質入證券の所持人が不分明なるが爲め返還請求の出来ぬ故に、茲に右の便宜法を設けたのである。供託された金は倉庫營業者は他日質入證券と引換に支拂ふのであ

る。

第二節 倉庫業者の権利の事

倉庫業者は手数料及報酬の請求権がある。此の請求権は受寄物出庫の時てなければ發生せぬ。一部出庫の時は割合に應じて請求する事を得る。

倉庫業者は受寄物保管に必要な費用又は合意の上出費したものの辨済を受くる権利がある。

質入證券の所參人が支拂拒絶證書作成の日から一週間の後、寄託物の競賣を請求し、依て競賣した時は、倉庫業者は其代金の中から競賣に關する費用受寄物に課すべき租税、保管料、保管に關する費用立替に付き、質入證券の所持人より先きに扣除する事が出来る。

寄託者の不正は申立により、倉庫其他の受寄物に損害を及ぼした時は、賠償を請求する事を得る。

證券の所持人が受寄物の受取を拒み又は受取る事能はざる時は、其物を供託し又は相當の期間を定めて催告をした後、之れを競賣する事が出来る。

第三節 倉庫業者の義務の事

受寄物を善良なる管理者の注意を以て保管する責任を負ふ。保管の期間は證券記載の文言に依て定まるも、其定めなき時は、受寄物入庫の日から六ヶ月間は保管すべきであるが、止むを得ざる場合は六ヶ月以前でも返還するを得る。

受寄物に損害を生じた時は、倉庫業者に賠償の義務があるが、自己又は使用人が注意を怠らざりし事を證明すれば賠償の義務を免る。

右の賠償義務は、寄託者が留保をせず、寄託物を受取つた時は消滅するのである。其他一般債権と同じく時効に依て消滅する時効の起算點は出庫の日からであるが、全部滅失した時は出庫といふ事なき故に、預證券の所持人に滅失の通知をした時から起算し、預證券の所持人知れぬ時は寄託者に通知した時から、一ヶ年を経過

した時は消滅す。

倉庫營業者は、契約の趣旨又は證券の趣旨に従つて、受寄物の全部又は一部を返還する義務がある前にも述べた通り、預證券質入證券は寄託に必要なものでないから之れなき時は、契約の趣旨に依つて返還を求め、之れある時は證券の趣旨に従ふのである。倉庫營業者は證券を發行した時は、證券と引換てなければ物品を渡す事は出来ない。證券は二通發行するものなるが故に二通と引換にすべきであるが、預證券のみで物品を渡す時は、質入證券に記載せる金額と利息とを計算し之に相當する供託をせしめて返還するのである。

寄託者の請求に於て、營業時間内何時でも、寄託物の點検見本の抽出又は、必要な處分をする義務がある。

倉庫營業者は商人であるから、帳簿を備へ、整然且明瞭に自己の寄託せられた物品に關する事項を記載する義務がある。證券を交付した時は、預證券に記載した

な事項、證券の番號、作成の年月日を記載し、受寄物競賣の場合には、其競賣代金を以て質入證券に記載せる金額及利息の全部を支拂ふに足らぬ時も、其事實を明白に記載する義務を有するのである。

法 律 と 商 人 終

明治三十六年十二月五日印刷
明治三十六年十二月十二日發行

正價金貳拾五錢

著者 鷗 飼 久 吉
東京市神田區美土代町三丁目六番地

發行者 杉 原 辨 次 郎
東京市日本橋區吳服町二十五番地

印刷者 遠 藤 銓 吉
東京市京橋區岡崎町二丁目二十五番地
電話新橋二八八五番

印刷所 六 合 舍
東京市京橋區岡崎町二丁目二十五番地

東京市日本橋區吳服町二十五番地

政 館
電話本局二千百〇一番

發行所

法 政 館



法學博士 梅 謙次郎君序文
法學士 前田運吉君 楊舟東川德治君合著

法律と家庭

正價金三十五錢
郵 稅 四 錢
郵券代用一割増

●大阪毎日新聞之評 本書は前田運吉東川德治兩氏の合著にして私權、妻の能力、妊娠、夫妻財產制、離婚、離婚請求權の消滅、女戸主及入夫、親子、扶養の義務等に就き各之が關係法文を引證して是等の事項を説明したるものなり云々
●京都日新新聞之評 本書は民法の規定中親子夫妻の身分並に權利義務に關する部分を説述したるものにして何人と雖も有要にして且つ一讀の下に了解し平和にして完全なる家庭を作らんと欲せば宜しく一本を座右に供ふべきなり云々
●關西日報之評 家庭は常に無制裁無法律を以て過ぎ行かんとす然れども戸口三寸出づれば一となく二となく悉く法律なる明文により罪せらるゝは現代の社會なり家庭亦た法律なかるべからず云々
●近江新聞之評 家庭の道德的關係をいふものは多しと雖も其の法律的關係に及ぶものは少し偶々之あるも殆んど専門的にして一般讀者に了解し易からざるの憾ありしが本書は民法の親族篇を中心として平易に法律上夫婦親子等の關係を説明し盡したるを以て一讀大概に通曉し得べきを信ず云々
●河北新聞之評 家庭に於ける親子夫婦の身分が民法上如何ある權利義務を生ずるか説きたるもの我邦の如く國民の法律思想未だ遍からず家庭を治むるにも輒もすれば道德一天張りを以て無法の權利を主張し却て一家の團樂を損すること少なからざるは決してその事例に乏しからず本書の如き著述の普及を要する所以なり云々
●愛媛新報之評 世は法治國なるに係はらず専門家以外の讀むべき法律書が無いのは現時の出版界に於ける大缺點である本書は此缺點の幾分を満たすに足るもので民法中の結婚夫婦の關係親子の關係等を簡易平明に記述したるものなり云々 ●其他數評あり

Journal of the Law Association for 1901 8301

明治大學 校長岸本辰雄君序文
帝國大學 院學生法學士池田季雄君校閱
明法學士加藤誠一郎 淺野晴三郎合著

民事訴訟手續文例

正價金三十五錢
郵稅金四錢
郵券代用一割増

●二六新報之評 民事訴訟手續文例岸本辰雄君本書の卷頭に序して曰「本書は其文例の粹を抜き殆んど凡ての場合を網羅したるものにして最も能く實際の目的に適ふものなり」と以て本書の眞價を知得すべし云々
●大分新聞之評 只管法理に眩惑して其運用の方法たる手續文例を等閑に附するの弊を矯め實用の運用を目的とせんとするもの一讀の價あり云々 ●其他數評

辯護士 小島重太郎校閱
明法學士 福田仙次郎著

戸籍手續文例

正價金廿五錢
郵稅金四錢
郵券代用一割増

本書ノ編輯ハ記者ガ多年各地ニ奔走用務ニ當リ民間ノ事情ヲ熟視スルニ戸籍ニ關スル手續疑議多キヲ以テ當局者モ往々誤解ヲ傳フルアリ願屈人霧補彷徨爲ストコロヲ知ラズ空シク怨ヲ吞テ拋棄スルモノアリ豈嘆ズベキノ至リナラズヤ余ハ試ミニ一地方小町村ノ戸籍簿ト實際ノ統計ヲ比照セリナシニ其齟齬スルコト多キニ驚ケリ故ニ之レカ正鵠ヲ得シモノ、參考トサント欲シ公著セル所以本編中「單ニ」何條ト記載スルハ戸籍法文ヲ指定セルモノニ付キ讀者之レヲ諒セヨ

81
1009

